
須崎市高齢者保健福祉計画及び 第 8 期介護保険事業計画

令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度

令和 3（2021）年 3 月

須崎市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定体制と手法	4
(1) アンケート調査の実施	4
(2) 計画策定委員会の設置	4
(3) パブリックコメントの実施	4
第2章 高齢者を取り巻く現状	5
1. 人口・世帯数	5
(1) 現在の人口	5
(2) 人口の推移	6
(3) 将来人口推計	7
(4) 世帯数の推移	8
2. 要支援・要介護認定者数	9
(1) 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移	9
(2) 要支援・要介護認定者における認知症高齢者数の推移	11
3. 介護保険サービスの利用状況	13
(1) 計画値との対比	13
(2) 第1号被保険者（65歳以上）1人あたり調整給付月額	14
4. アンケート調査結果	15
(1) 須崎市高齢期の健康と福祉に関する調査【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】	15
(2) 須崎市これからの介護保険のためのアンケート【在宅介護実態調査】	24
5. 第7期計画評価	27
(1) 健康で活力に満ちた生きがいのあるまちづくり	27
(2) 安心して暮らせるサービスの充実したまちづくり	28
(3) ふれあい・支え合いの福祉のまちづくり	28
第3章 計画の基本構想	29
1. 計画見直しにおける基本的な考え方について	29
2. 基本理念	31
3. 施策展開の基本方向	32
4. 施策体系	33
5. 日常生活圏域の設定	34
第4章 施策の展開	35
I. 健康で活力に満ちた生きがいのあるまち	35
1. 健康づくりと介護予防の推進	35
(1) 高齢期に向けての健康づくり	35
(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	36

2.	生きがいづくりと社会参加の支援	38
(1)	地域における社会参加・交流の促進	38
(2)	就労への支援	39
II.	安心して暮らせるサービスの充実したまち	40
1.	介護保険サービスの円滑な提供	40
(1)	介護給付適正化に向けて	40
(2)	介護保険事業のサービスの質の向上	42
(3)	介護サービス基盤整備の推進	43
2.	在宅生活の支援	44
(1)	生活支援サービス	44
(2)	生活支援体制の仕組みづくり	46
(3)	介護サービス基盤整備の推進	47
III.	ふれあい・支えあいの福祉のまち	49
1.	情報提供・相談支援体制の充実	49
(1)	地域における包括ケア体制の充実	49
(2)	認知症高齢者（若年性認知症を含む）や家族の支援	51
(3)	高齢者の権利擁護の推進	52
2.	地域福祉の推進	54
(1)	地域福祉の推進	54
第5章	介護保険事業等の今後の見込み	55
1.	介護保険サービス利用者数と給付費の見込み	55
(1)	居宅サービス	55
(2)	地域密着型サービス	59
(3)	施設サービス	62
(4)	居宅介護支援／介護予防支援	63
2.	介護保険料算定	64
(1)	介護保険の財源と第1号被保険者（65歳以上）の負担率	64
(2)	介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順	64
(3)	標準給付見込額の算定	65
(4)	地域支援事業費の見込額	65
(5)	介護保険料基準額の算定	66
(6)	所得段階別介護保険料の算定	67
第6章	計画の推進に向けて	68
1.	情報提供体制の整備	68
2.	関係機関との連携	68
3.	専門従事者の育成・確保	68
4.	財源の確保	68
参考資料		69
1.	計画策定の経過	69
2.	須崎市高齢者保健福祉計画策定委員会条例	70
3.	須崎市高齢者保健福祉計画策定委員名簿	71

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12(2000)年度にスタートした介護保険制度は、発足から20年の経過とともに住民生活を支える重要な制度として広く浸透してきました。

近年、総人口の減少や高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加、高齢者の孤立や高齢者虐待、老老介護による介護負担など、高齢者を取り巻く環境が複雑化・複合化してきています。また、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症が流行し、多くの命と暮らしに多大な影響を与えています。

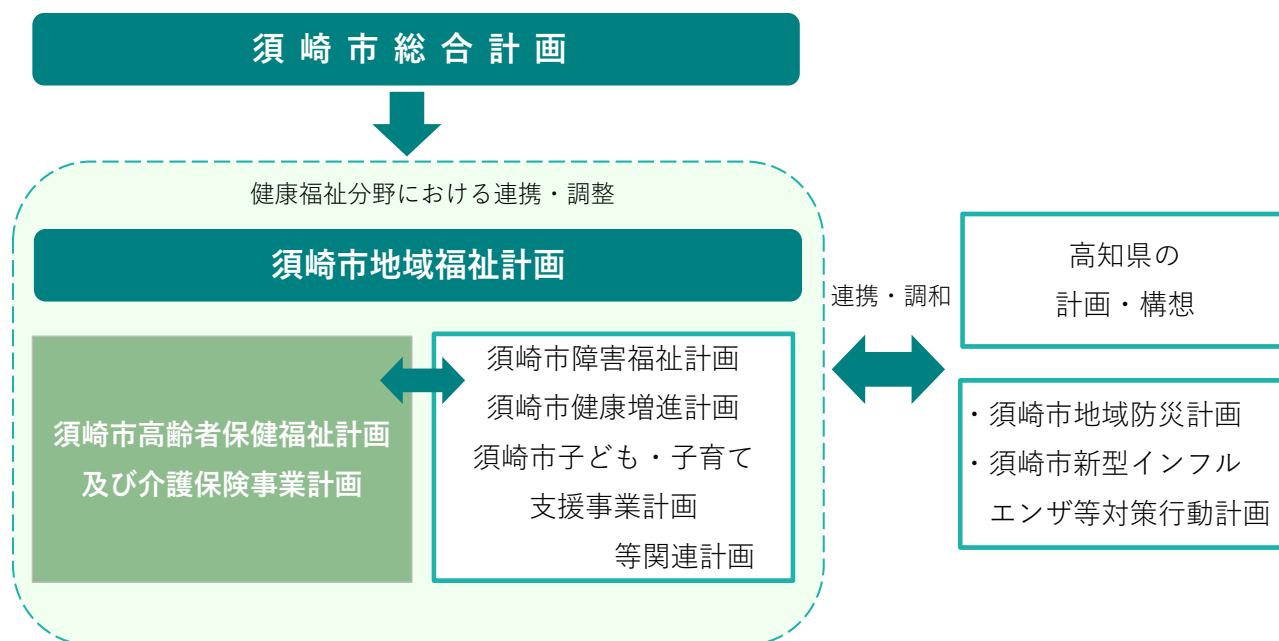
こうした中、須崎市(以下、「本市」という。)においても、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年を目途に、誰もが住み慣れた地域で尊厳のある暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努めてきました。また、令和7(2025)年が近づく中、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、多様化する課題を解決するために、介護保険制度という公的サービスの提供だけでなく、市民一人ひとりをはじめとする地域全体で高齢者とその家族を支えていくことが重要となっています。

このような状況を受け、本市では地域の実情に応じた高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、より一層の「地域包括ケアシステム」の推進、施策の充実を図るとともに、高齢者福祉・介護施策の実施状況や効果を検証した上で、介護予防や生活支援の取り組みや地域への浸透を図るための指針として「須崎市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の高齢者に関わる福祉施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくり、生活環境づくりなどの関連施策の方向性もあわせて明らかにしていくものです。このため、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画として策定する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づき策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

また、本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の取り組み及び国や高知県の基本的な指針や関連計画の内容を十分に踏まえるとともに、本市の行政執行の指針である「須崎市総合計画」をはじめ、関連計画等との整合性と調和を図りながら策定しています。



【SDGs】

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」ことを理念としており、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために、17の目標と具体的な169のターゲットが掲げられています。



3. 計画の期間

本計画は、国の新しい指針や本市における計画の進捗状況・現状把握等に基づいた第7期計画の見直しに基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間で計画期間として策定します。

▼団塊の世代が75歳に

平成30年度～令和2年度 (2018年～2020年)	令和3年度～令和5年度 (2021年～2023年)	令和6年度～令和8年度 (2024年～2026年)	...	令和22年度 (2040年)
2025年を視野に入れて取り組む計画				
	須崎市総合計画（令和2年度～令和6年度）	次期計画		
	須崎市地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）	次期計画		
第7期計画	第8期計画	第9期計画		
2040年を視野に入れて取り組む計画				

団塊ジュニア世代が65歳に▲



4. 計画策定体制と手法

(1) アンケート調査の実施

本計画策定にあたって、①要介護状態になる前の高齢者について、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向などの実態を調査するために、「須崎市高齢期の健康と福祉に関する調査【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】」、②介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要かを検討するために、「須崎市これからの介護保険のためのアンケート【在宅介護実態調査】」の2種類の調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

須崎市高齢期の健康と福祉に関する調査【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】	
対 象 者	・ 本市にお住まいの 65 歳以上の方 ※対象者：令和2年4月1日現在 ・ 要支援 1・2 の方（施設入所等を除く）
実施期間	令和 2 年 7 月 2 日（木）～令和 2 年 7 月 20 日（月）
実施方法	郵送配布、郵送回収
配布数	7,386 件
有効回答数（有効回収率）	4,269 件（57.8%）

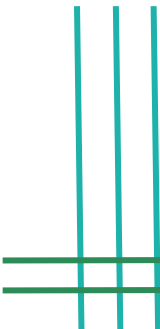
須崎市これからの介護保険のためのアンケート【在宅介護実態調査】	
対 象 者	・ 本市にお住まいの要介護 1～5 の方（施設入所等を除く） ※対象者：令和2年6月1日現在
実施期間	令和 2 年 7 月 2 日（木）～令和 2 年 7 月 20 日（月）
実施方法	郵送配布、郵送回収
配布数	255 件
有効回答数（有効回収率）	131 件（51.4%）

(2) 計画策定委員会の設置

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業は、本市の特性に応じた事業展開が求められるため、保健医療関係者、福祉関係者、有識者、被保険者（地域住民）代表などで構成する「須崎市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置して計画内容を検討し、策定にあたりました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の皆さんの意見を募集するため、令和 3（2021）年 1 月 5 日（火）～令和 3（2021）年 2 月 4 日（木）の期間で、計画の素案を市のホームページ等で公表し、パブリックコメントを実施しました。



第 2 章

高齢者を取り巻く現状

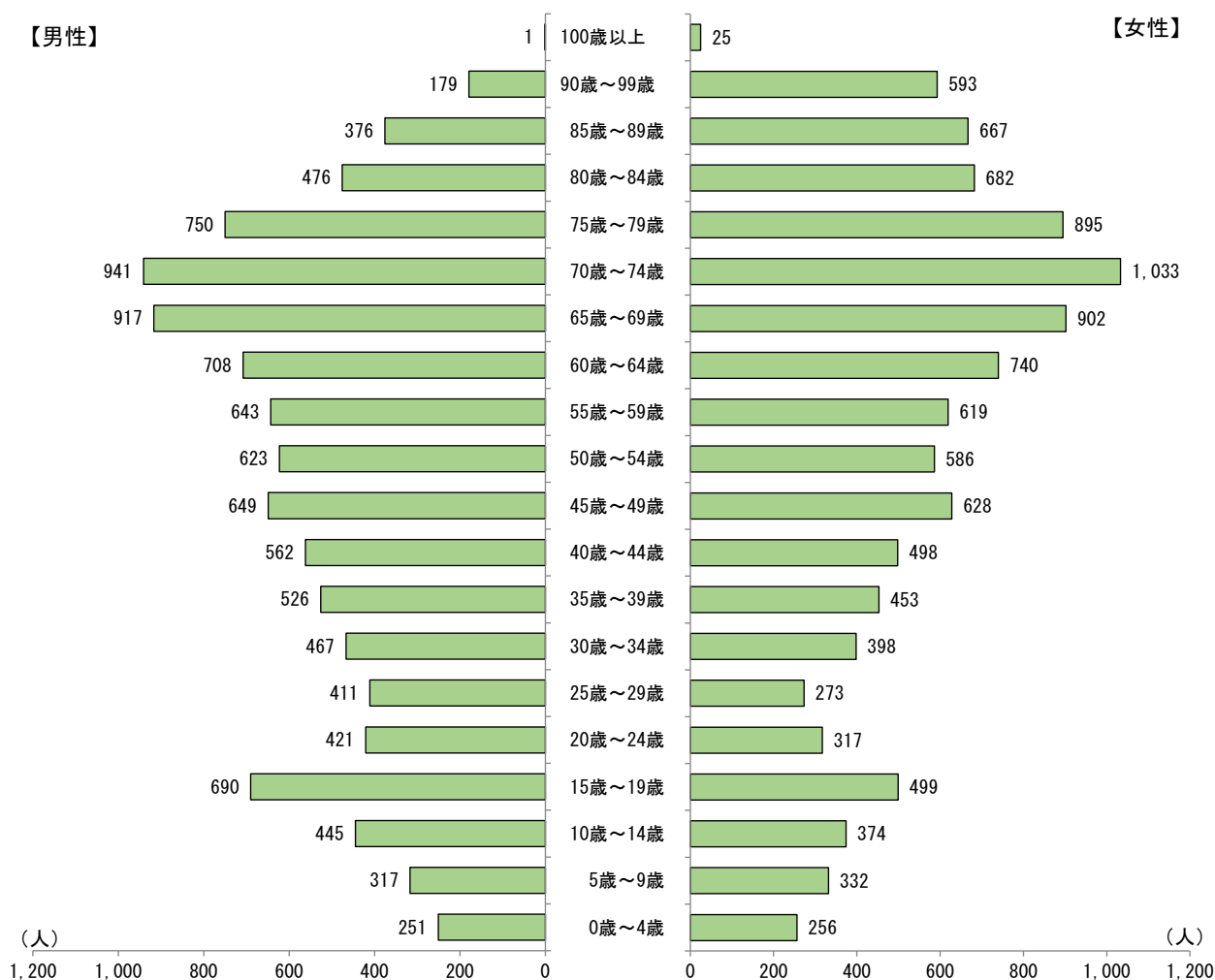
第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 人口・世帯数

(1) 現在の人口

令和2（2020）年9月末の総人口（21,123人）の5歳ごと分布をみると、男女とも70歳～74歳が最も多く、男性で941人、女性が1,033人となっています。

また、生産年齢人口（15歳から64歳まで）をみると、25歳～29歳の女性が最も少なく、273人となっています。



※資料:住民基本台帳 令和2年9月末現在

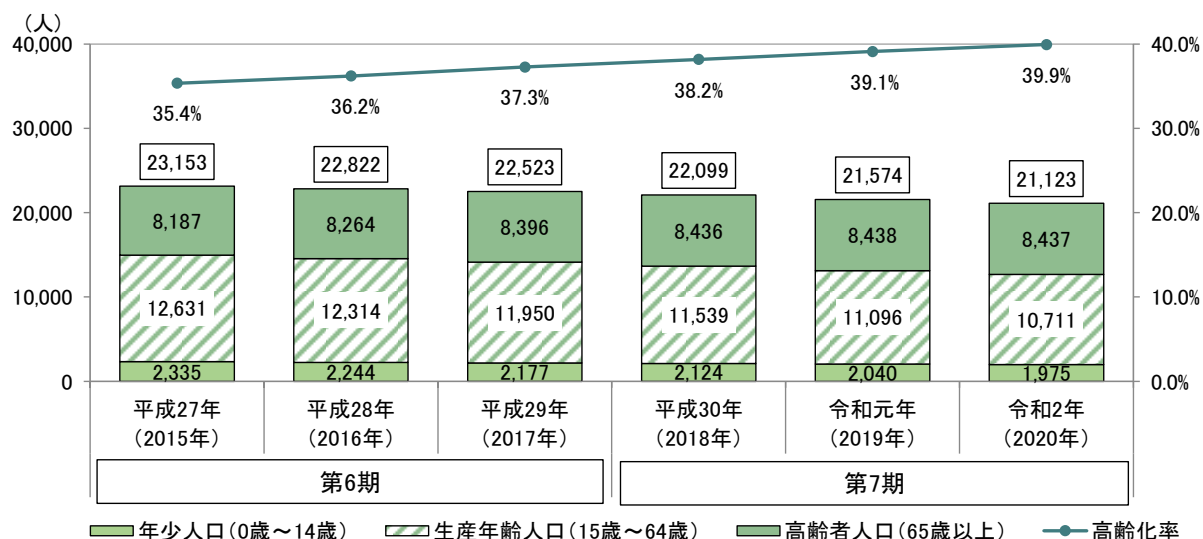
(2) 人口の推移

① 人口構成の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年では21,123人と、平成27（2015）年の23,153人から5年間で2,030人減少しています。

高齢者人口（65歳以上）は平成30（2018）年にかけて増加、その後横ばいとなっており、令和2（2020）年では8,437人です。

また、高齢化率は年々上昇し、令和2（2020）年では39.9%となっています。

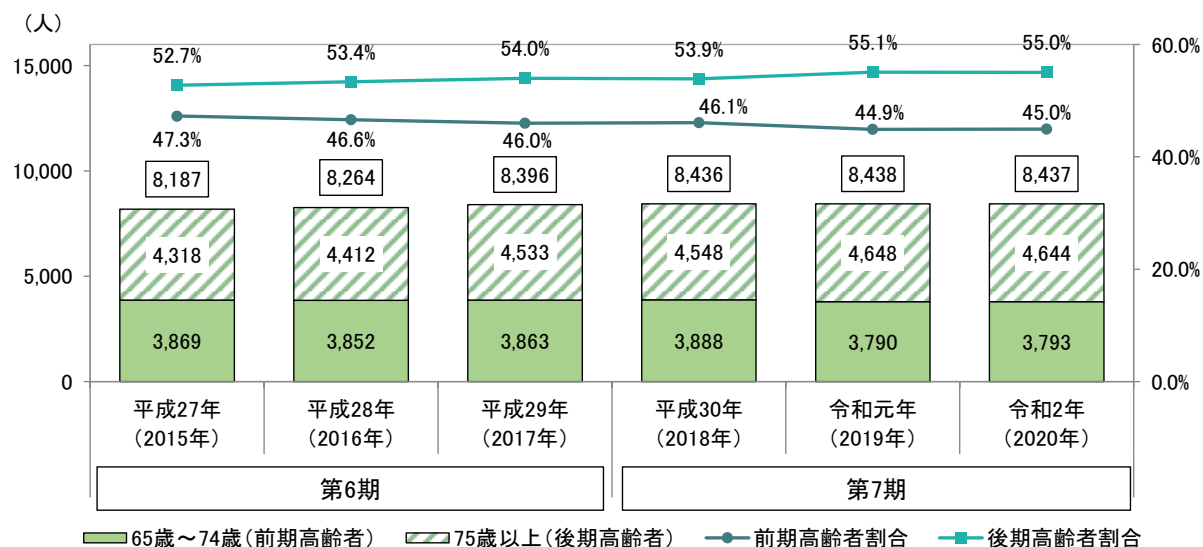


※資料:住民基本台帳 各年9月末日現在

② 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者（65歳～74歳）は増減を繰り返しており、後期高齢者（75歳以上）は令和元（2019）年にかけて増加傾向にあります。令和2（2020）年では前期高齢者が3,793人、後期高齢者が4,644人となっています。

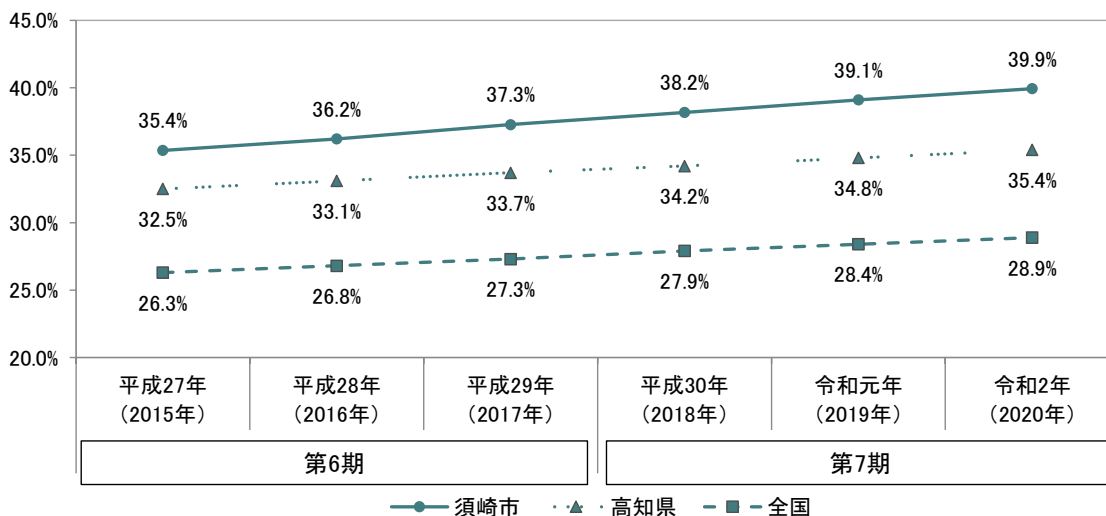
高齢者人口に占める前期高齢者割合は減少傾向、後期高齢者は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年では前期高齢者が45.0%、後期高齢者が55.0%です。



※資料:住民基本台帳 各年9月末日現在

③ 高齢化率の比較

本市の高齢化率は、全国、高知県と比較し高くなっており、令和 2（2020）年で 39.9%となっています。



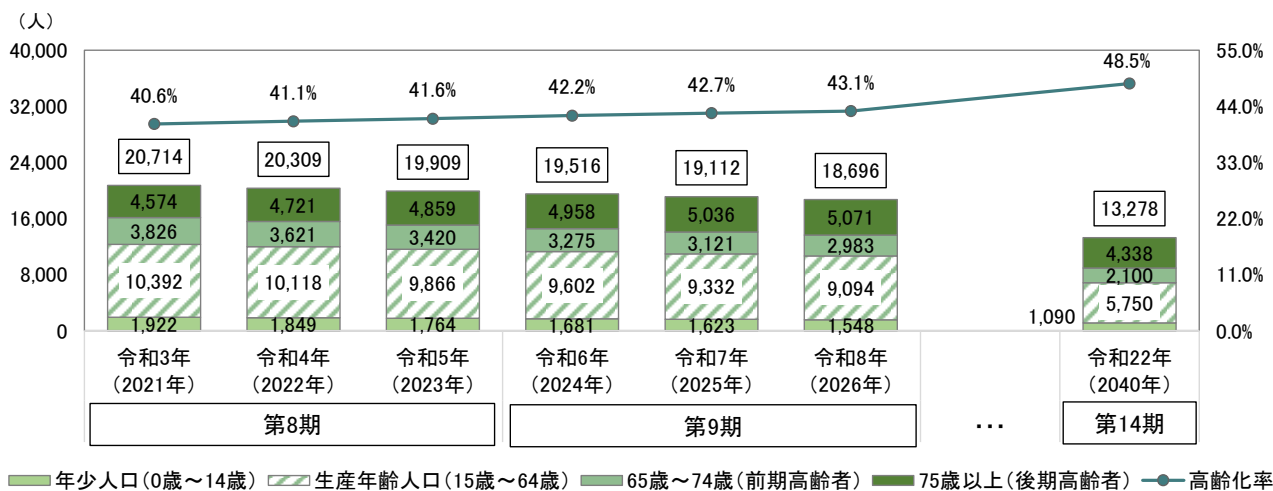
※資料: 市は住民基本台帳 各年 9 月末日現在

高知県、全国は厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより)

(3) 将来人口推計

将来人口の推計をみると、総人口は今後も減少傾向となり、令和 5（2023）年では 19,909 人となっており、その後も減少は続き、令和 7（2025）年では 19,112 人、令和 22（2040）年では 13,278 人となっています。高齢者人口も減少傾向となっており、令和 5（2023）年では 8,279 人となっています。

また、高齢化率は年々上昇し、令和 5（2023）年では 41.6%、令和 7（2025）年では 42.7%、さらに令和 22（2040）年では 48.5%となる見込みとなっています。



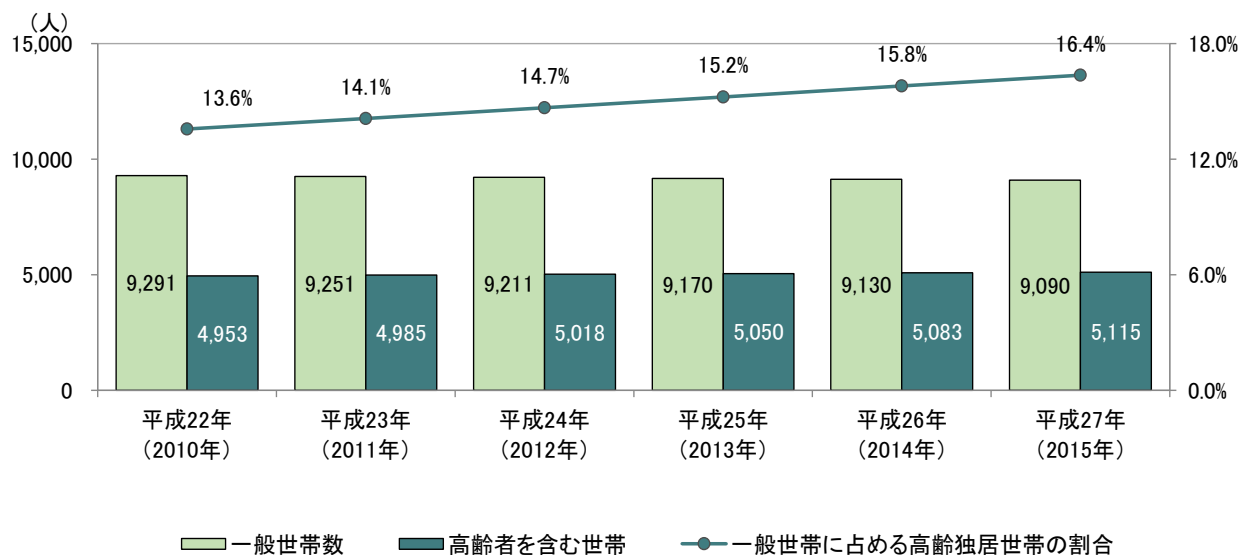
※資料: 住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。令和 22(2040)年のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団(コーホート)の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法

(4) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数は減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年では 9,090 世帯、高齢者を含む世帯は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年では 5,115 世帯となっています。

また、一般世帯に占める高齢独居世帯の割合も年々上昇し、平成 27 (2015) 年では 16.4%となっています。



※資料:総務省「国勢調査」ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値

※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数

※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯数

※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1名のみの世帯数

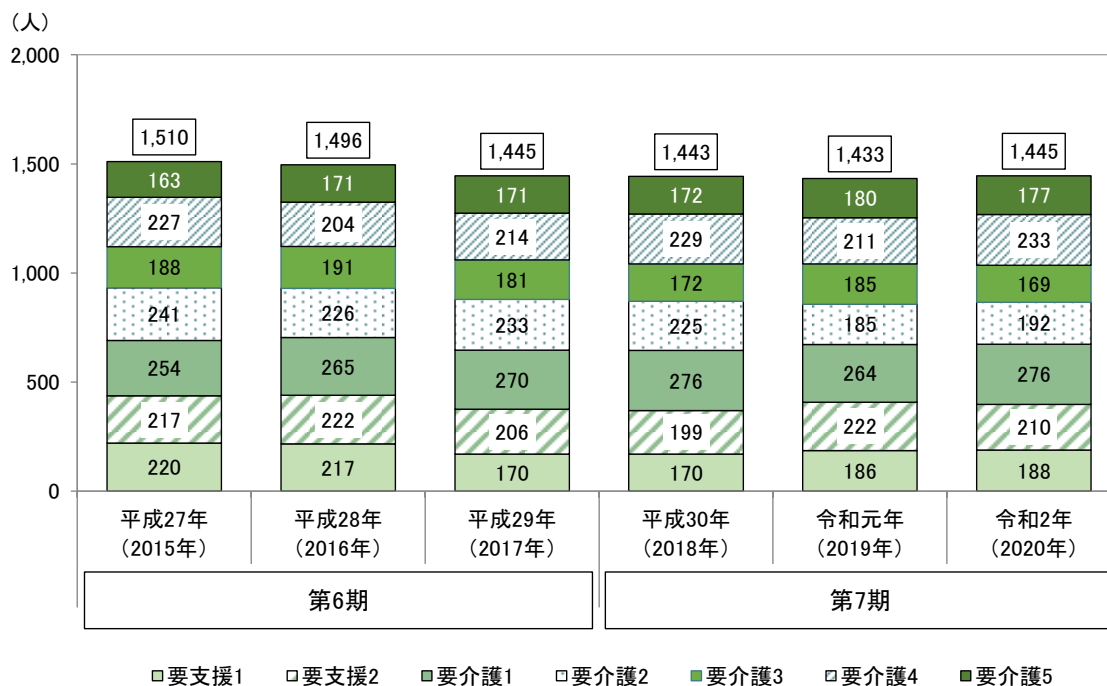
※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数

2. 要支援・要介護認定者数

(1) 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

① 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、すべての介護度で平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて増減を繰り返しており、令和2（2020）年で1,445人となっています。

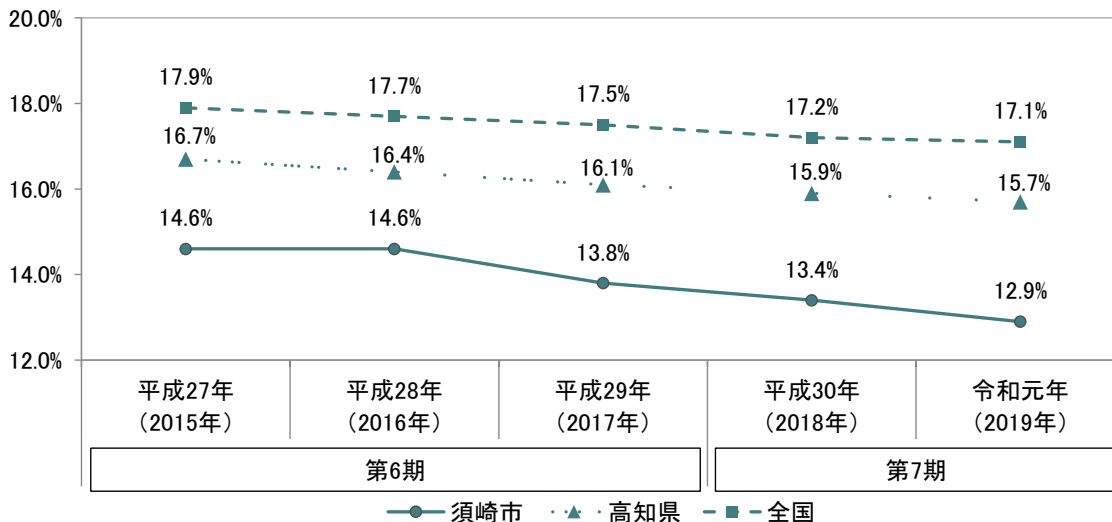


※資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 各年9月末日現在

② 調整済み認定率の比較

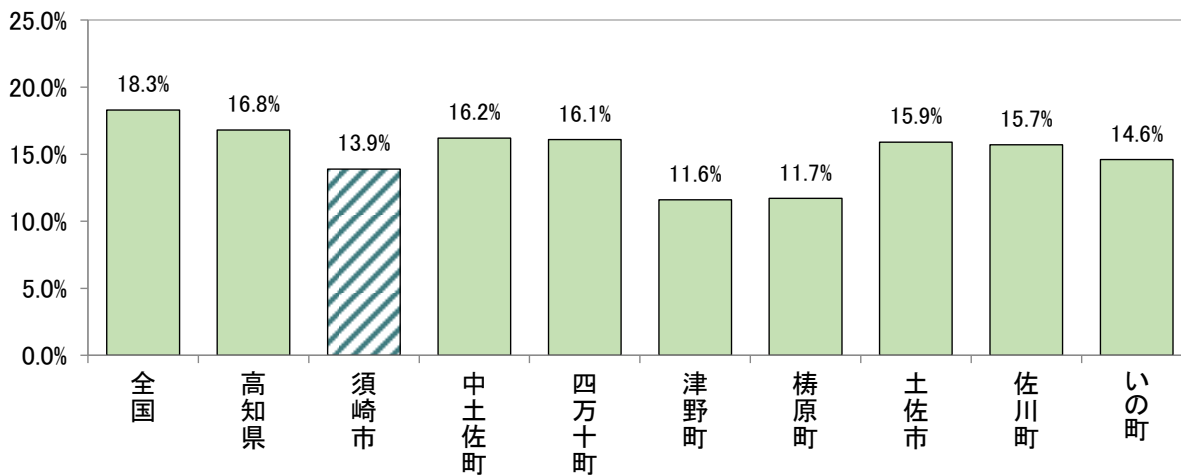
本市の調整済み認定率（※2）は、平成28（2016）年以降減少しており、すべての年で全国・高知県より低い水準で推移しています。

また、近隣の8市町の中でも津野町、梶原町に次いで3番目に低い値となっています。



※1 資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 各年3月末日現在

※2 調整済み認定率:性・年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構造は平成27年1月1日時点の全国平均の構成



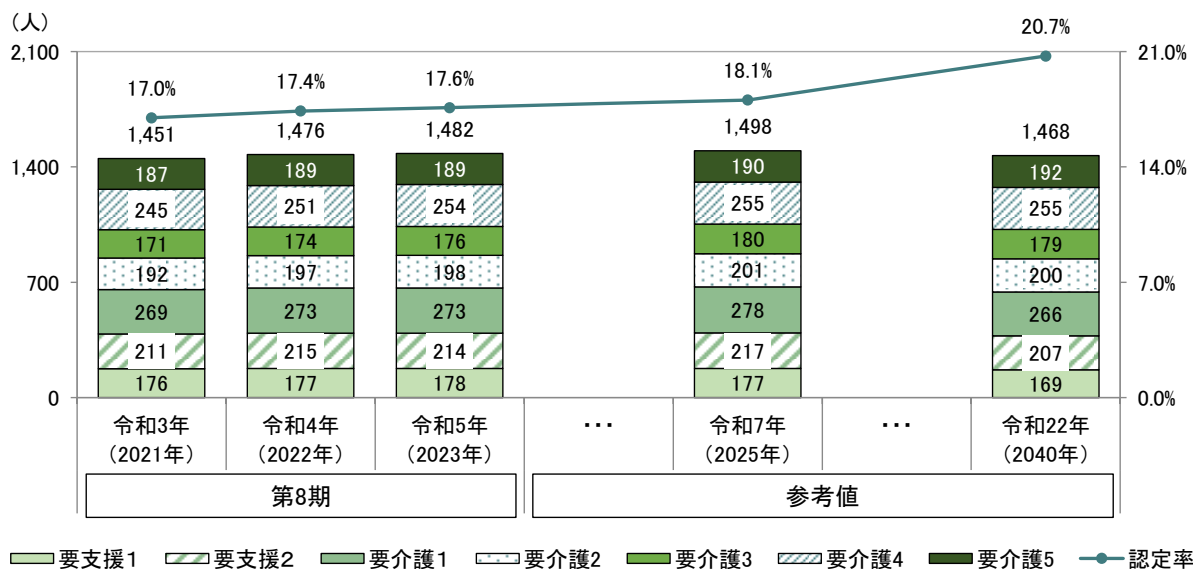
※1 資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 平成30年度

※2 調整済み認定率:性・年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構造は平成30年度の全国的な全国平均の構成

③ 要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者数の将来推計について、本計画期間中、要支援・要介護認定者数は微増傾向となっており、令和5（2023）年で1,482人となっています。介護度別では、要介護1の割合が最も多い傾向にあります。

また、今後は全体的に高齢者数は減少する中、介護の必要性が高まる後期高齢者の割合が増加することから、認定率は上昇する見込みです。



※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）

(2) 要支援・要介護認定者における認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者における認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱa以上）の推移をみると、増減しつつ令和元年では920人となっており、平成27（2015）年と比べると115人減少しており、認定者に占める認知症高齢者割合については、平成29（2017）年にかけて増加、その後減少し令和元（2019）年では62.9%となっています。自立度別（次ページ基準参照）では、「Ⅱa」が増加しており、そのほかの自立度では減少傾向にあります。

単位：人

区分	第6期			第7期	
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
要支援・要介護認定者数	1,663	1,677	1,628	1,517	1,462
自立	335	316	285	250	278
Ⅰ	293	282	242	251	264
Ⅱa	154	198	231	221	241
Ⅱb	376	388	396	371	322
Ⅲa	297	309	304	278	247
Ⅲb	49	46	50	37	35
Ⅳ	157	134	119	109	75
Ⅴ	2	4	1	0	0
認知症自立度Ⅱa以上認定者数	1,035	1,079	1,101	1,016	920
認定者に占める認知症高齢者割合	62.2%	64.3%	67.6%	67.0%	62.9%

※資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」 各年10月末日現在

※出典及び時点が異なるため、P9の要支援・要介護認定者数とは一致しません。

※本指標の「認知症高齢者自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者の日常生活自立度を指す

【認知症高齢者の日常生活自立度判断基準】

ランク	判 断 基 準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	度々道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つ等。
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、排便排尿、食事が上手にできない、または時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等。
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。

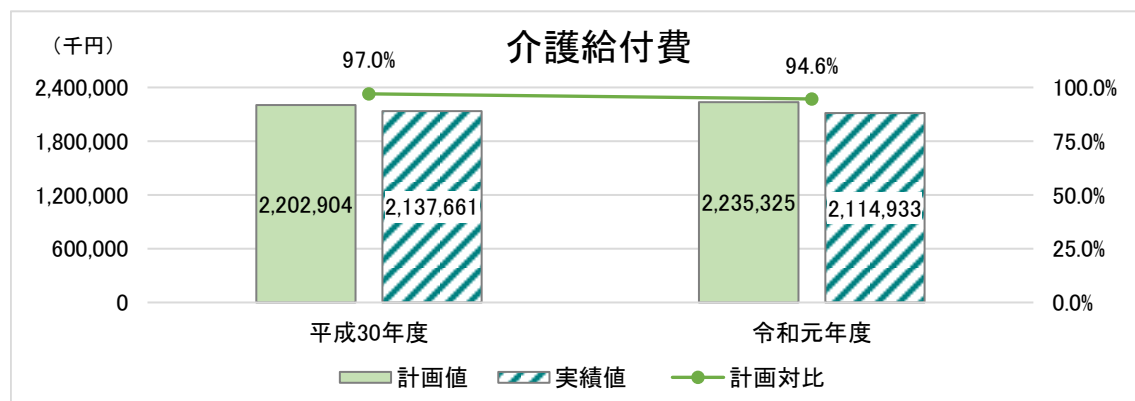
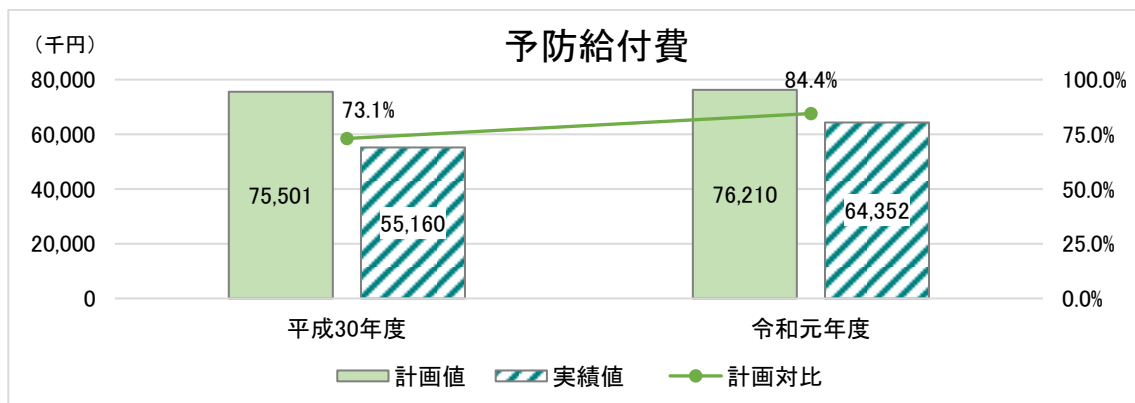
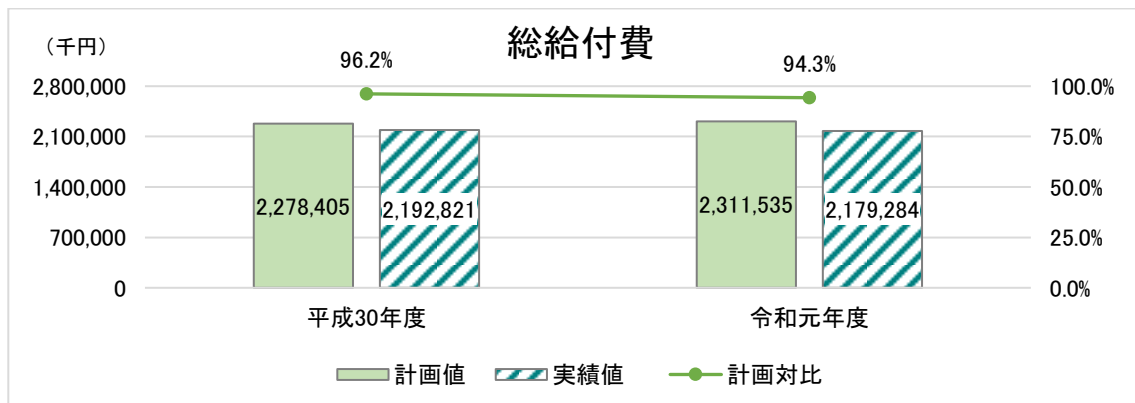
3. 介護保険サービスの利用状況

(1) 計画値との対比

給付費について、それぞれ平成30（2018）年度、令和元（2019）年度で総給付費は計画対比96.2%、94.3%、予防給付は73.1%、84.4%、介護給付は97.0%、94.6%となっています。

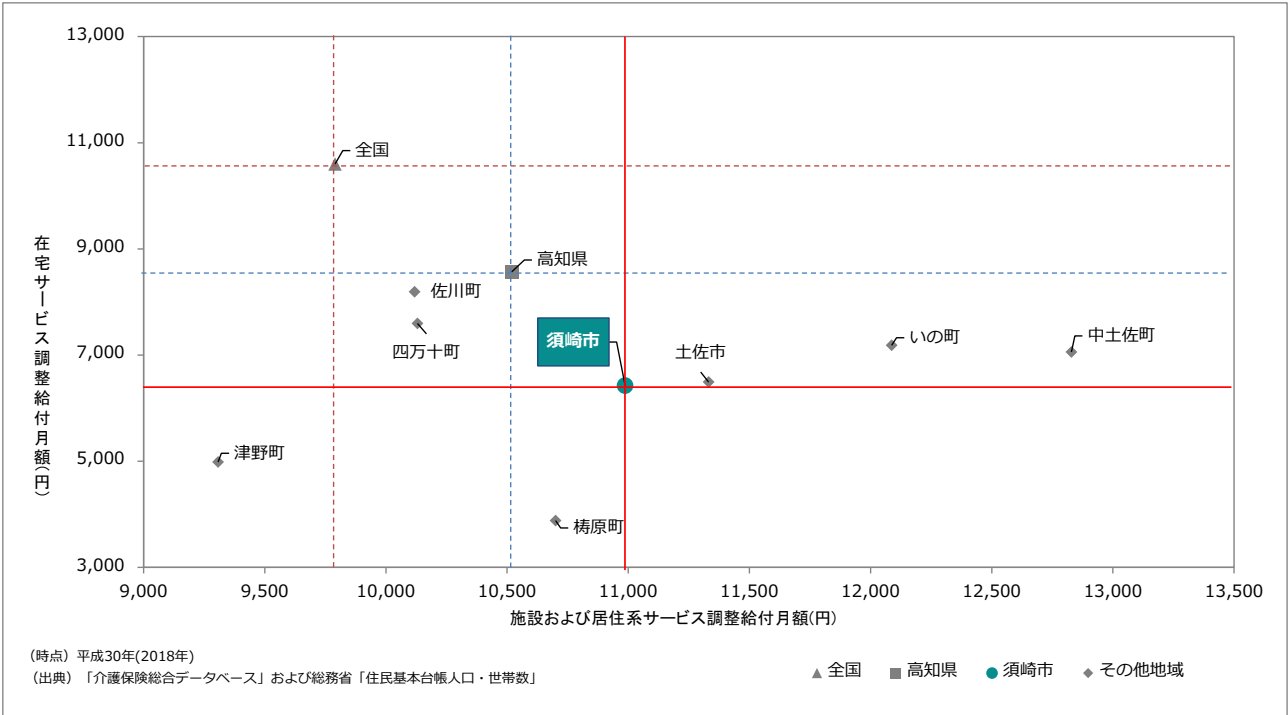
（千円）

	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
総給付費	2,278,405	2,192,821	96.2%	2,311,535	2,179,284	94.3%
予防給付費	75,501	55,160	73.1%	76,210	64,352	84.4%
介護給付費	2,202,904	2,137,661	97.0%	2,235,325	2,114,933	94.6%



(2) 第1号被保険者(65歳以上)1人あたり調整給付月額

第1号被保険者1人あたり調整給付月額の状況をみると、施設及び居住系サービスの給付月額は10,987円、在宅サービスは6,421円となっています。施設及び居住系サービスは全国(9,790円)、高知県(10,518円)より高く、在宅サービスは全国(10,600円)、高知県(8,566円)より低くなっています。



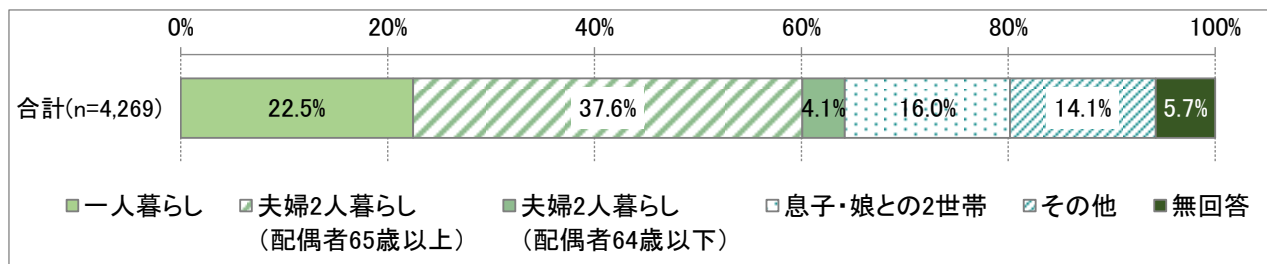
※資料:厚労省「介護保険総合データベース」、「介護保険事業状況報告(年報)」平成30年(2018年)現在
 ※調整給付月額は、第1号被保険者の性・年齢構成を調整し、単位数に一律10円を乗じ、さらに実効給付率を乗じた数
 ※実効給付率とは、当該年度の給付額の合計を費用額の合計で除した割合
 ※本指標の「在宅サービス調整給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数
 ※本指標の「施設及び居住系サービス調整給付月額」は、第1号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数
 ※在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護を指す
 ※施設及び居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す

4. アンケート調査結果

(1) 須崎市高齢期の健康と福祉に関する調査【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

●家族構成について

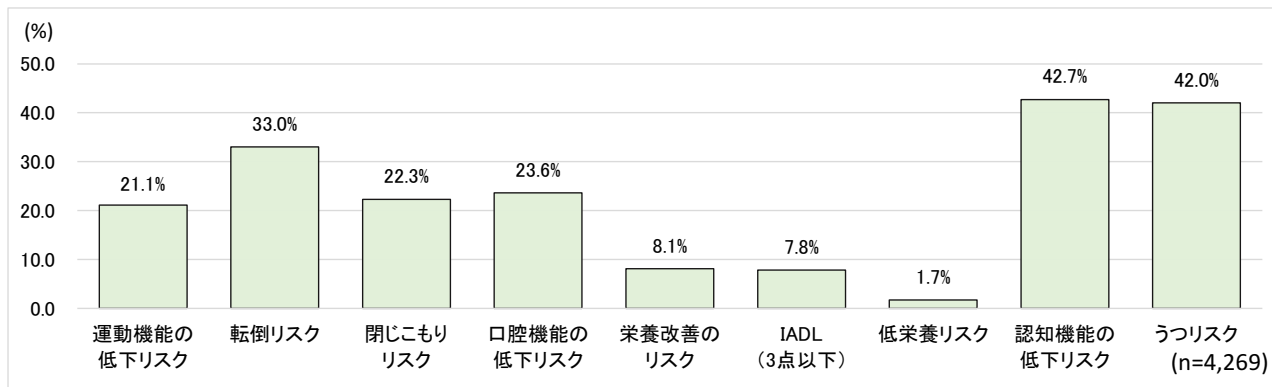
「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が37.6%で最も多く、次いで「一人暮らし」が22.5%、「息子・娘との2世帯」が16.0%となっています。



夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）と一人暮らしの世帯があわせて60.1%となっており、老老介護や日常生活に不便を感じている世帯が多くあると推察され、地域での支え合いによる見守り活動や支援が重要になります。

●リスク判定について

各種リスク判定について、「認知機能の低下リスク」が42.7%、次いで「うつリスク」が42.0%、「転倒リスク」が33.0%となっています。



高齢になるにつれて外出機会が減少傾向となり、運動機能や認知機能が低下し、転倒リスクも高まる可能性があります。

また、閉じこもりリスクやうつリスクについては、新型コロナウイルスの影響で、一時的に該当者が増加傾向となっている可能性も考えられます。

※リスク判定方法

【運動器機能リスク】

以下の設問に対して 5 問中 3 問以上該当する場合は、運動器機能が低下している高齢者となります。

設問	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	できない
15 分位続けて歩いていますか	できない
過去 1 年間に転んだことはありますか	何度もある／1 度ある
転倒に対する不安は大きいですか	とても不安である／ やや不安である

【転倒リスク】

以下の設問に該当する場合は、転倒リスクのある高齢者となります。

設問	選択肢
過去 1 年間に転んだことはありますか	何度もある／1 度ある

【閉じこもりリスク】

以下の設問に該当する場合は、閉じこもり傾向のある高齢者となります。

設問	選択肢
週に 1 回以上は外出していますか	ほとんど外出しない／週 1 回

【口腔機能の低下リスク】

以下の設問に 3 問中 2 問以上該当した場合は口腔機能が低下している高齢者となります。

設問	選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか（咀嚼機能低下）	はい
お茶や汁物等でむせることがありますか（嚥下機能）	はい
口の渇きが気になりますか（肺炎発症リスク）	はい

【栄養改善のリスク】

以下の設問に該当する場合は、栄養改善リスクのある高齢者となります。

設問	選択肢
身長・体重から算出される BMI（体重（kg）÷身長（m） ² ）	18.5 未満

【手段的自立度（IADL）】

以下の設問を 5 点満点で判定し、5 点を「高い」、4 点を「やや低い」、3 点以下を「低い」と評価します。

設問	選択肢	配点
バスや電車で一人で外出していますか	できるし、している／ できるけどしていない	1 点
自分で食品・日用品の買物をしていますか	できるし、している／ できるけどしていない	1 点
自分で食事の用意をしていますか	できるし、している／ できるけどしていない	1 点
自分で請求書の支払いをしていますか	できるし、している／ できるけどしていない	1 点
自分で預貯金の出し入れをしていますか	できるし、している／ できるけどしていない	1 点

【低栄養リスク】

以下の設問に 2 問とも該当する場合は、低栄養状態にある高齢者となります。

設問	選択肢
身長・体重から算出される BMI（体重（kg）÷身長（m） ² ）	18.5 未満
6 か月間で 2～3kg 以上の体重減少がありましたか	はい

【認知機能の低下リスク】

以下の設問に該当する場合は、認知機能の低下がみられる高齢者となります。

設問	選択肢
物忘れが多いと感じますか	はい

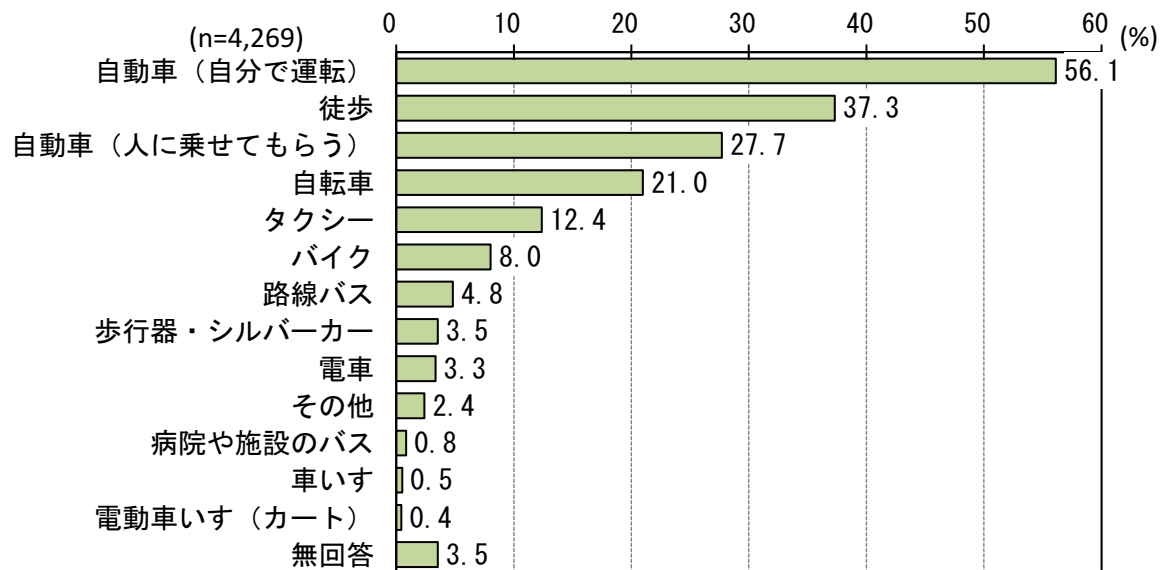
【うつ病のリスク】

以下の設問に対して 2 問中いずれか 1 つでも該当する場合は、うつ傾向の高齢者となります。

設問	選択肢
この 1 か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	はい
この 1 か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	はい

●移動手段について

「自動車（自分で運転）」が56.1%で最も多く、次いで「徒歩」が37.3%、「自動車（人に乗せてもらう）」が27.7%となっています。

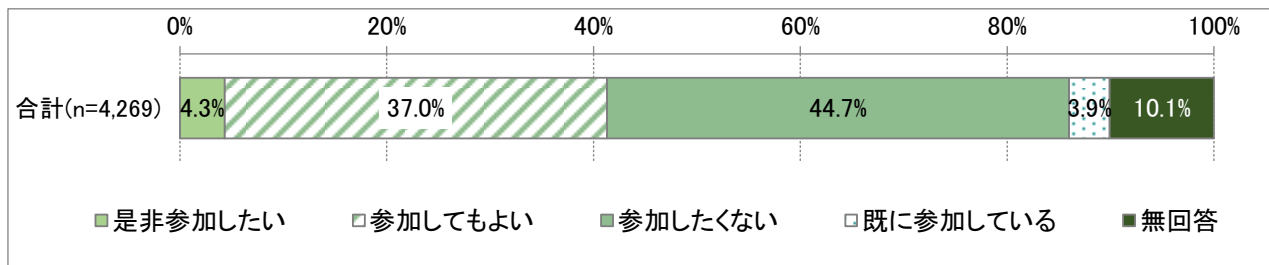


外出の際の移動手段については、自分で自動車を運転している人が半数を超えており、今後運転免許を返納した際の移動手段の確保の検討が必要になります。

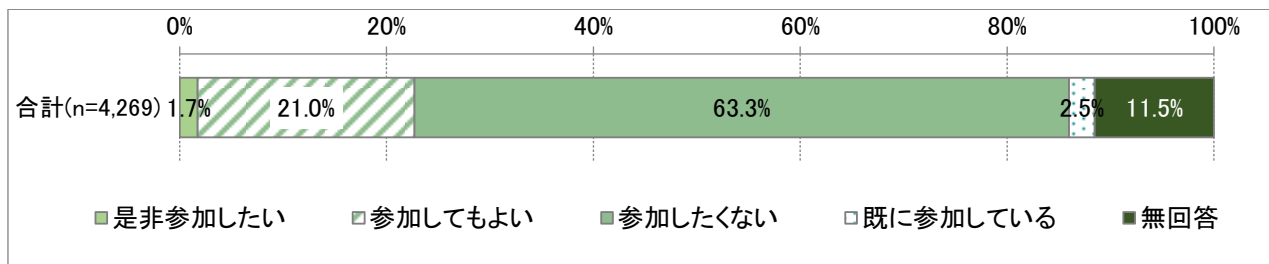
また、市内に様々な公共交通があるものの利用が少なく、利用者増につながる周知啓発が必要です。

●地域づくり活動への参加について

参加者として地域づくり活動への参加意向について、「参加したくない」が44.7%で最も多く、次いで「参加してもよい」が37.0%、「是非参加したい」が4.3%となっています。

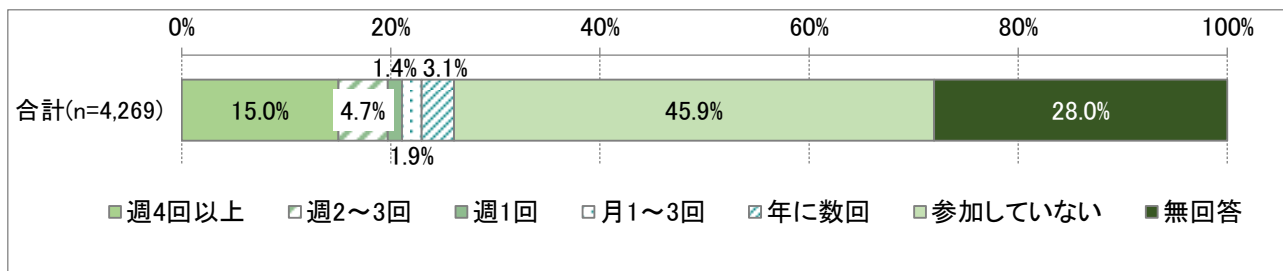


お世話役として地域づくり活動への参加意向について、「参加したくない」が63.3%で最も多く、次いで「参加してもよい」が21.0%、「既に参加している」が2.5%となっています。



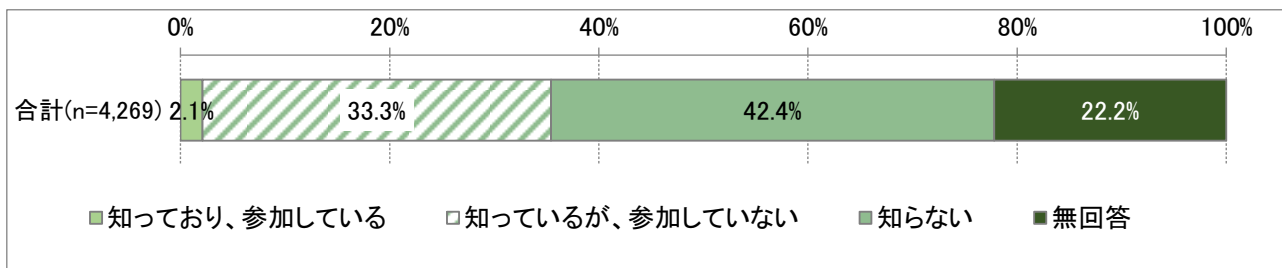
●収入のある仕事に参加している高齢者

収入のある仕事に参加している場合の頻度については、「週4回以上」が15.0%で最も多く、「週2～3回」が4.7%、「年に数回」が3.1%となっています。



●あったかふれあいセンター（まちなかサロン：8 店会・しんまち・山手町、浦ノ内さんぽ）への参加状況

あったかふれあいセンターへの参加状況について、「知らない」が42.4%で最も多く、次いで「知っているが、参加していない」が33.3%、「知っており、参加している」が2.1%となっています。

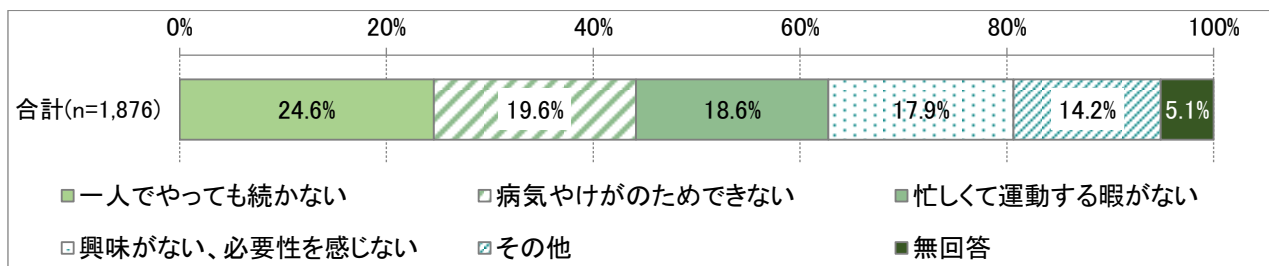
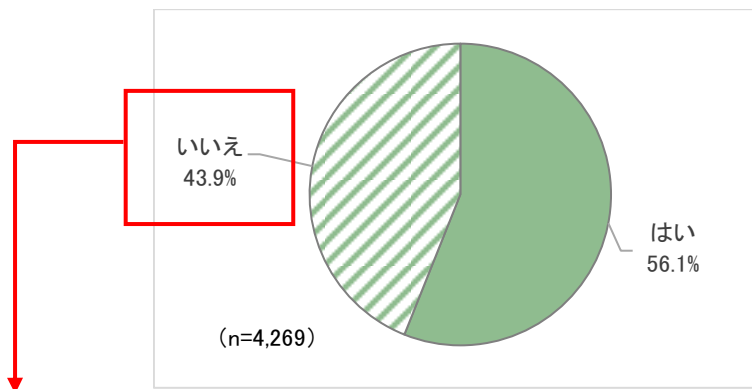


地域づくりについては、「参加したい」より「参加したくない」との回答が多く、参加意欲の低い「お世話役」としての参加者が増えるよう、生きがいづくりにつながる多様な社会参加の機会を提供することが重要です。

「あったかふれあいセンター」は、地域住民の交流、支え合いの地域福祉の拠点であり、誰もが気軽に立ち寄れる場、集える場として開設していますが、「知らない」との回答が最も多く、広く周知することが必要です。

●健康づくりについて

家事や仕事以外で運動を週1回程度行っているかについて、「はい」が56.1%、「いいえ」が43.9%となっています。運動をしていない理由については、「一人でやっても続かない」が24.6%で最も多く、次いで「病気やけがのためできない」が19.6%、「忙しくて運動する暇がない」が18.6%となっています。

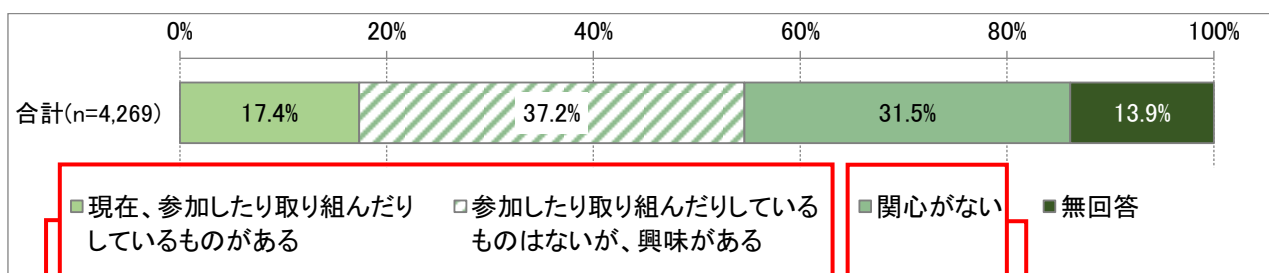


●健康づくりや介護予防への関心

健康づくりや介護予防への関心について、「参加したり取り組んだりしているものはないが、興味がある」が37.2%で最も多く、次いで「関心がない」が31.5%、「現在、参加したり取り組んだりしているものがある」が17.4%となっています。

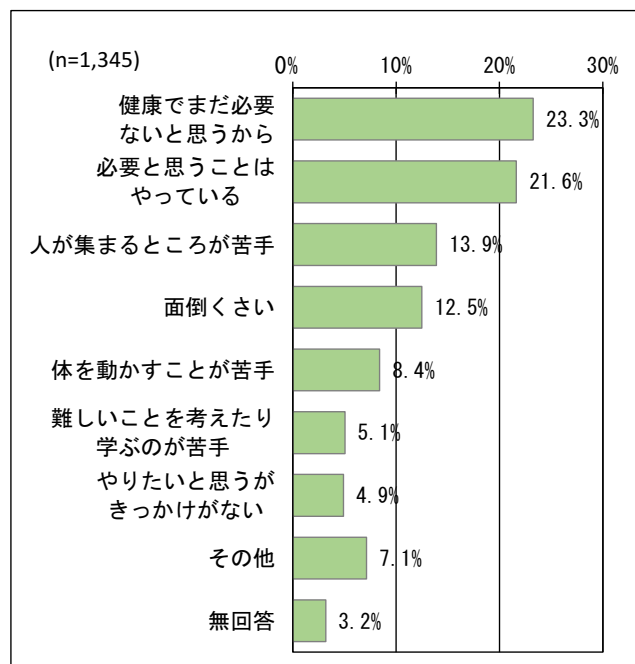
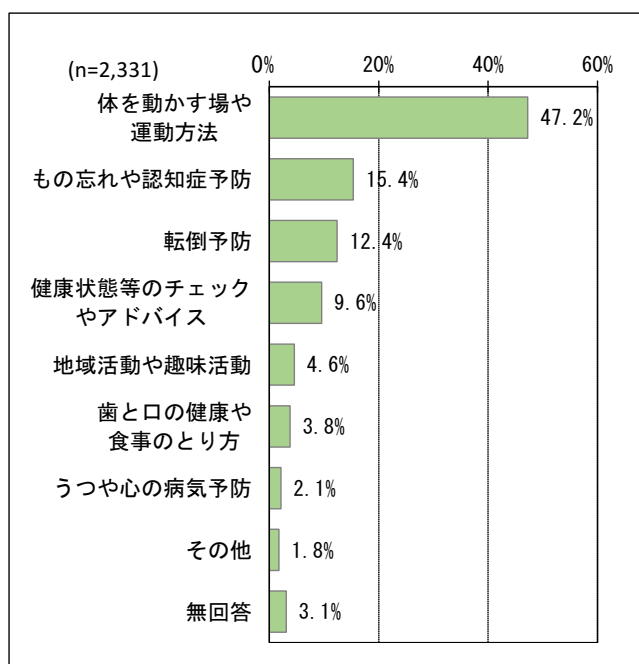
健康づくりや介護予防に関心があるものについて、「体を動かす場や運動方法」が47.2%で最も多く、次いで「もの忘れや認知症予防」が15.4%、「転倒予防」が12.4%となっています。

関心がない理由については、「健康でまだ必要ないと思うから」が23.3%で最も多く、次いで「必要と思うことはやっている」が21.6%、「人が集まるところが苦手」が13.9%となっています。



【関心があるもの】

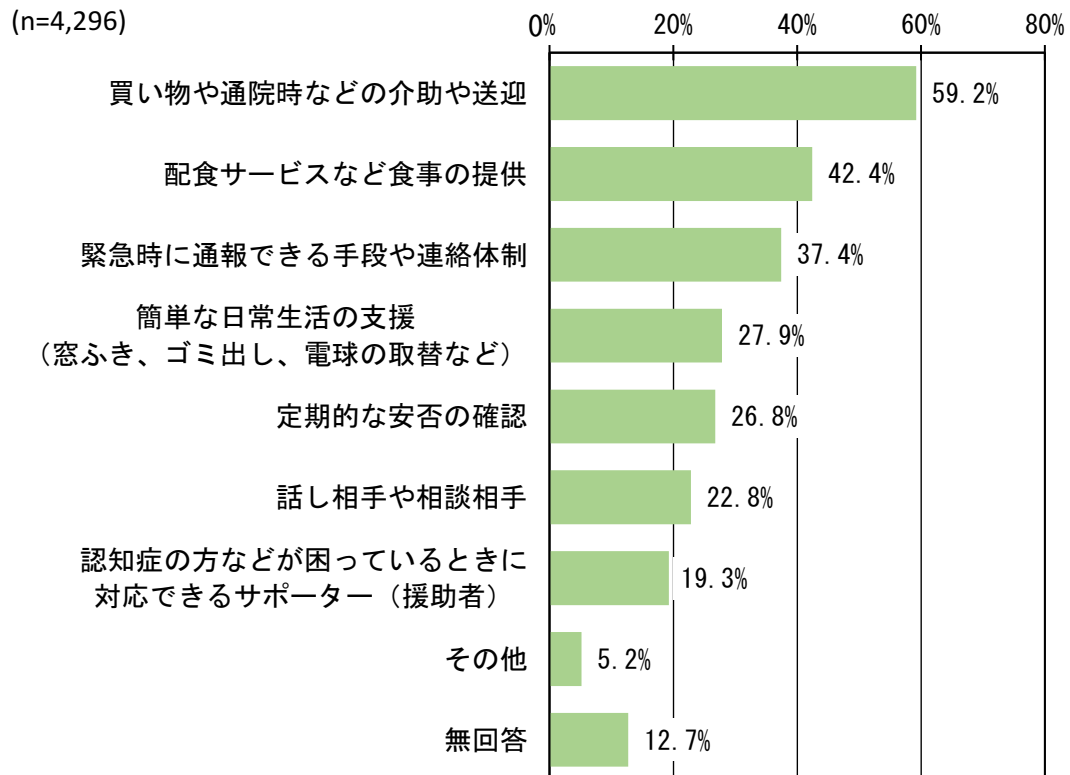
【関心がない理由】



健康づくりや介護予防への関心は高いものの、一人では続けられないという回答も多いことから、健康づくりや介護予防に関する講座や教室の開催など、健康増進につながる活動を継続して行える取り組みが必要です。

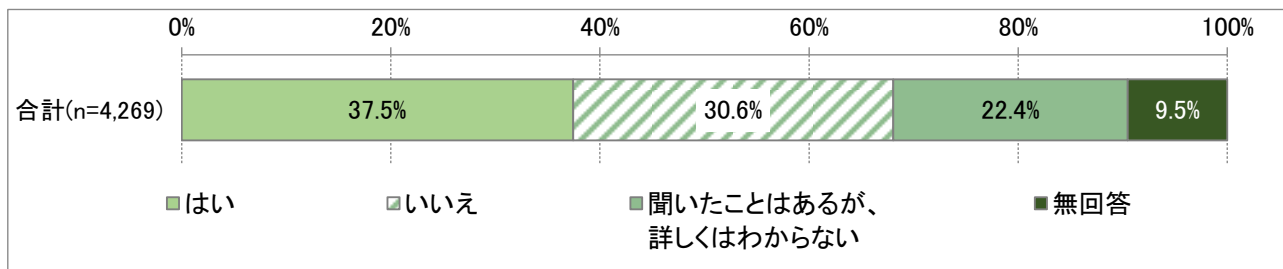
●ご自身の生活について

在宅生活継続に向けて必要なものについて、「買い物や通院時などの介助や送迎」が59.2%で最も多く、次いで「配食サービスなど食事の提供」が42.4%、「緊急時に通報できる手段や連絡体制」が37.4%となっています。



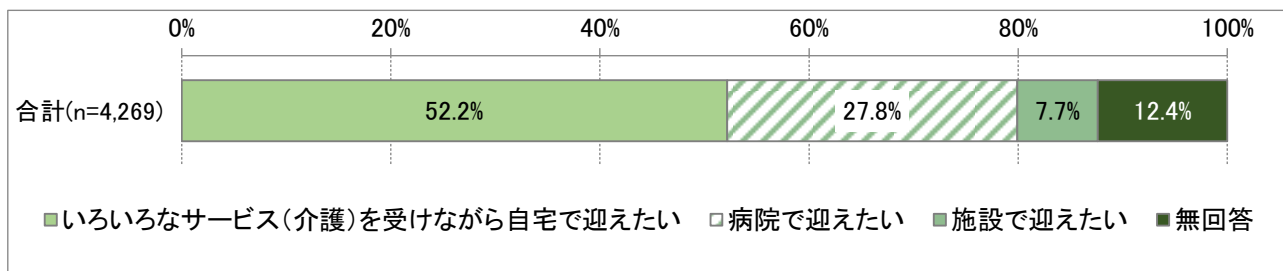
●成年後見制度について

成年後見制度の認知度について、「知っている」が37.5%で最も多く、次いで「知らない」が30.6%、「聞いたことはあるが、詳しくはわからない」が22.4%となっています。



●人生の最期について

人生の最期をどこで迎えたいかについて、「いろいろなサービス（介護）を受けながら自宅で迎えたい」が52.2%で最も多く、次いで「病院で迎えたい」が27.8%、「施設で迎えたい」が7.7%となっています。



介護や支援が必要になっても、できる限り在宅生活の継続を望む人が半数以上を占めており、また在宅生活を続ける条件として、買い物や通院時などの介助や送迎支援、配食サービスなど食事に関する支援、緊急時の対応について求められているため、生活支援体制の整備や在宅介護サービスの充実を図る必要があります。

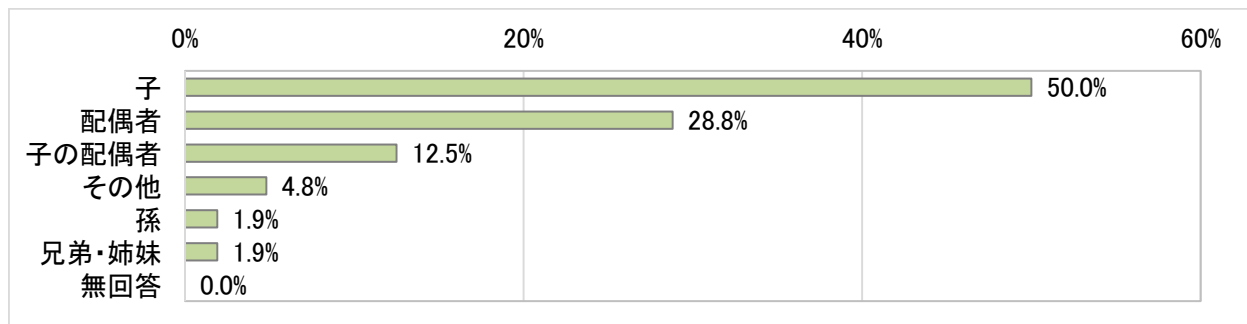


(2) 須崎市これからの介護保険のためのアンケート【在宅介護実態調査】

① 介護者の状況

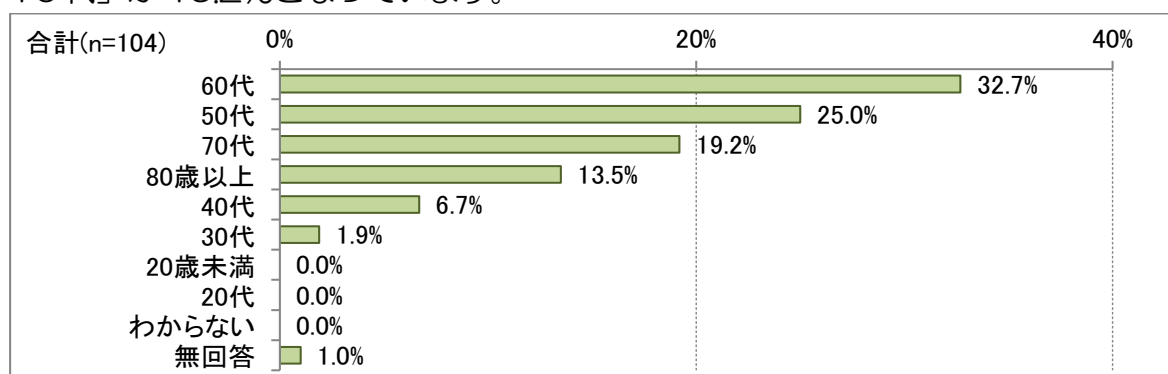
●主な介護者について

主な介護者について、「子」が50.0%で最も多く、次いで「配偶者」が28.8%、「子の配偶者」が12.5%となっています。



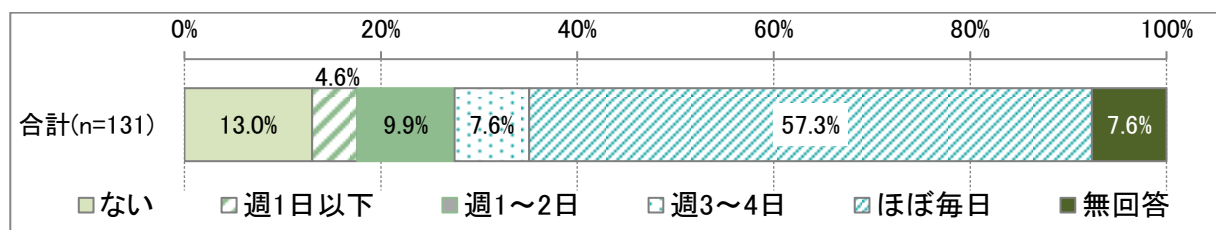
●介護者の年齢について

介護者の年齢について、「60代」が32.7%で最も多く、次いで「50代」が25.0%、「70代」が19.2%となっています。



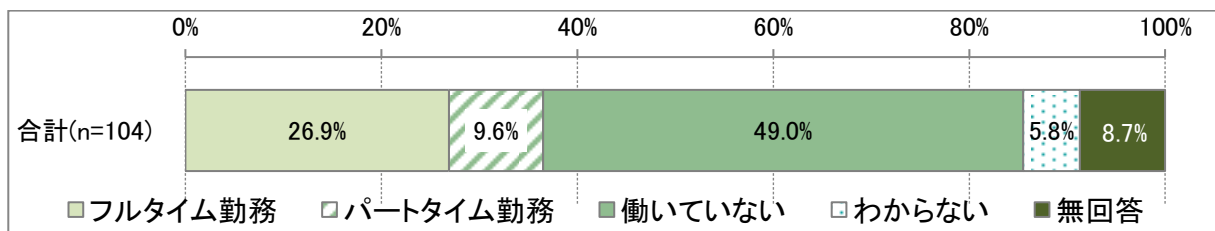
●介護の頻度について

介護の頻度について、「ほぼ毎日」が57.3%と最も多く、次いで「ない」が13.0%、「週1～2日」が9.9%となっています。



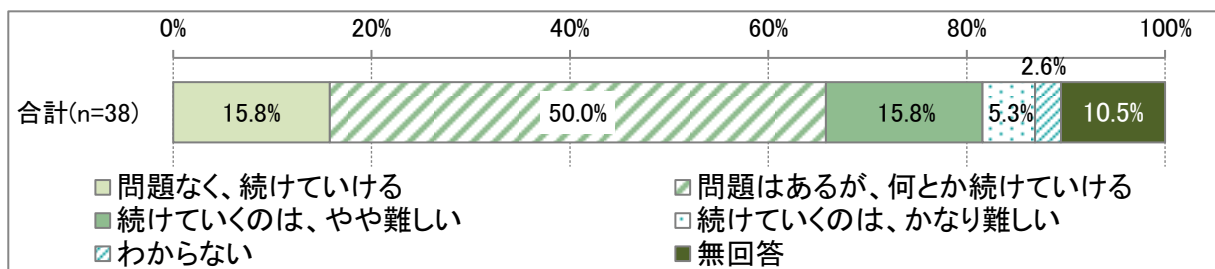
●就労形態について

介護者の就労形態について、「働いていない」が49.0%で最も多く、次いで「フルタイム勤務」が26.9%、「パートタイム勤務」が9.6%となっています。



●就労継続について

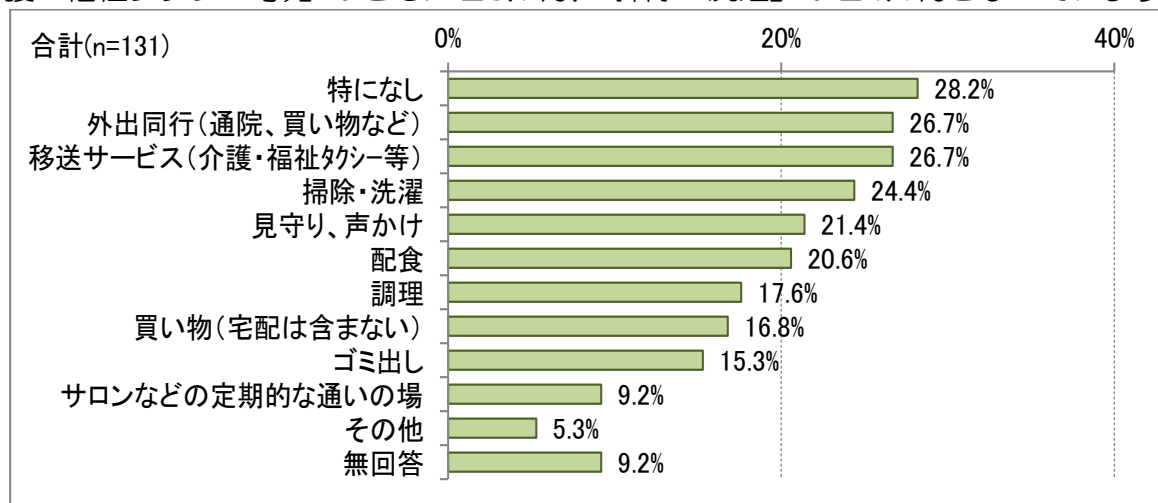
今後の就労継続について、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.0%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」「続けていくのは、やや難しい」が同率の15.8%、「続けていくのは、かなり難しい」が5.3%となっています。



② サービスの必要性について

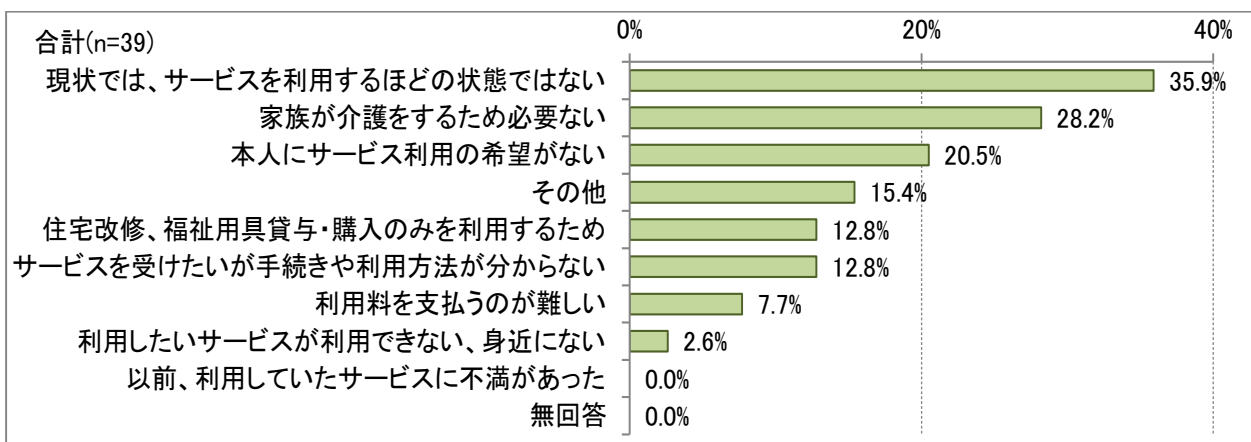
●在宅生活継続のために充実が必要なサービスについて

今後在宅生活を継続していくために充実が必要と思うサービスについては、「特になし」が28.2%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」がともに26.7%、「掃除・洗濯」が24.4%となっています。



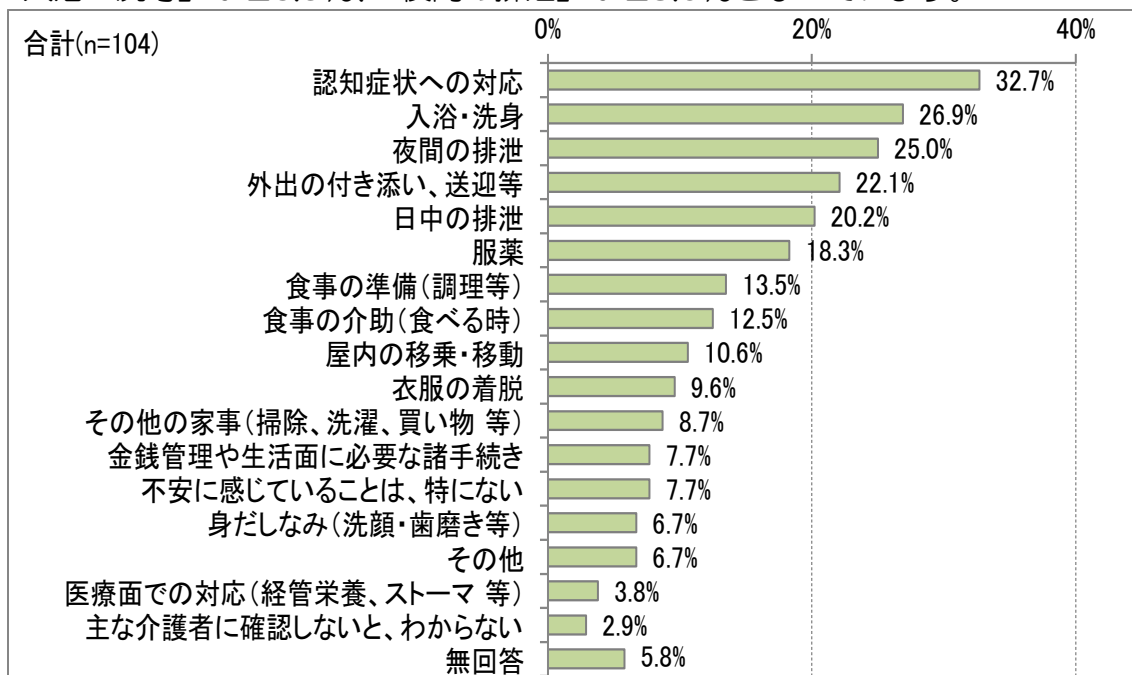
●サービス未利用の理由について

介護保険サービスの未利用の理由については、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が35.9%、次いで「家族が介護をするため必要ない」が28.2%、「本人にサービス利用の希望がない」が20.5%となっています。



●不安に感じる介護について

介護者が不安に感じる介護について、「認知症状への対応」が32.7%で最も多く、次いで「入浴・洗身」が26.9%、「夜間の排泄」が25.0%となっています。



在宅での主な介護者は子や配偶者が多くを占めており、年齢では60代と70代が合わせて51.9%と半数を超え、80代以上も13.5%で、老老介護の実態がうかがえます。

また、就労継続についても、継続が難しいとの回答も一定あり、介護サービスの利用による介護者の負担軽減や、職場での介護休暇制度の充実などが求められます。

介護者が不安に感じる介護は、認知症状への対応が最も多く、認知症に関する正しい知識の普及・啓発や、認知症高齢者やその家族を地域で支えあう仕組みづくりが重要です。

5. 第7期計画評価

第7期計画(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)で高齢者の自立支援、重度化防止等に係る取り組みの数値目標として掲げた項目の評価結果については、以下のとおりとなっています。(なお、令和2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施できなかった取り組みがありました。)

・第7期計画期間の進捗状況の確認と評価

- ・ A ⇒ 目標どおり実施済み
- ・ B ⇒ ほぼ目標どおり実施
- ・ C ⇒ 目標より実施できなかった

(1) 健康で活力に満ちた生きがいのあるまちづくり

介護予防に関して、広報やケーブルテレビ等様々な方法を活用しての普及・啓発を図りました。高齢者の地域での活動については、参加者やリーダー自体の高齢化に伴い、維持・拡大が難しくなっている事業もありますが、今後さらなる高齢化の進行を見据えると、介護予防事業に関するさらなる普及・啓発を推進し、要支援・要介護状態にならないよう高齢者の社会参加の機会の確保を支援していく必要があります。

また、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、介護予防の効果を上げていく必要があります。

【主な評価指標】

取り組み	目 標			実績（見込）と評価		
	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度 実績	R元年度 実績	R2年度 見込み
介護予防教室（ゆうゆう大学） ・筋力体操や脳の活性化運動、健康 学習教室の開催。	3回	3回	3回	3回 A	3回 A	ミニ講座含む 4回 A
地域活動支援 ・介護予防の取り組みをしている地 域のグループの活動の強化・維持 支援をする。	67件	67件	67件	66件 A	71件 A	70件 A

(2) 安心して暮らせるサービスの充実したまちづくり

高知県国民健康保険団体連合会への委託も含め、勉強会の開催や近隣市町村と合同でグループワーク等による介護給付の適正化や、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしを続けていけるよう、金銭的負担の軽減、日常生活を送る上での支援（移動支援等）体制の整備を進めてきました。高齢者が抱える課題が複雑化している中でさらに拡大が必要な事業や、近年多発している自然災害や感染症等、新たに対策が必要な施策について検討を進め、高齢者が安心して暮らせるサービスの充実したまちづくりを推進していくために、さらなる支援体制の強化を行う必要があります。

【主な評価指標】

取り組み	目 標			実績（見込）と評価		
	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度 実績	R元年度 実績	R2年度 見込み
ケアプランの点検 ・全居宅介護支援事業所より1人1件以上書類点検を行い、全件についてヒアリングを実施。	16件	16件	16件	18件 A	15件 A	16件 A
住宅改修等の点検 ・住宅改修前の書類審査、申請全件の検討会での確認。必要に応じ現地確認。無作為に改修後の現地確認。	96件	96件	96件	97件 A	75件 (申請全件) A	70件 (申請全件) A

(3) ふれあい・支え合いの福祉のまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、認知症施策・高齢者の権利擁護施策の推進と併せ、地域住民自身やボランティア等各種団体が一体となって地域を支えていく体制を整備するために支援を行いました。しかし、ボランティアセンターがなく、ボランティアの育成が困難であることや、人員の不足や固定化等、改善していく必要があります。

【主な評価指標】

取り組み		目 標			実績（見込）と評価		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度 実績	R元年度 実績	R2年度 見込み
認知症施策 ・認知症高齢者の理解を深め、支援体制を構築するため、市内各所での認知症講座、認知症サポーター養成講座等を実施。	認知症講座	2回	2回	2回	2回 A	2回 A	0回 C
	認知症サポーター養成講座	年間10回 70人養成	年間10回 70人養成	年間10回 70人養成	16回 239人養成 A	4回 84人養成 B	2回 43人養成 C

第 3 章

計画の基本構想

第3章 計画の基本構想

1. 計画見直しにおける基本的な考え方について

(1) 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、人口推計等により介護需要を予測し、本計画で具体的な取り組み内容や目標を計画に位置付けることが必要です。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けた整備、地域医療構想（効率的な医療提供体制の取り組み）との整合性を図る必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合う社会にしていこうとするものです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要となります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA（※1）サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと
- 総合事業（※2）の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
- 在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定

※1 PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの

※2 総合事業：「介護予防・日常生活支援総合事業」の略で、要介護状態となることを予防するため、自立に向けた支援を行う事業のこと

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みも進められているところです。

こうした状況から、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、設置状況を確認し、適切なサービス基盤整備にあたっては、設置状況を勘案して計画を策定することが重要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができる社会をめざすため、次の 5 つの柱に基づき、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していく必要があります。

- ① 普及啓発・本人発信支援 ② 予防 ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

現状の介護人材不足に加え、令和 7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステム（※3）を支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、本計画に介護人材の確保について取り組み方針等を記載し、計画的に進めるとともに、県と市町村が連携しながら進めることが必要です。

さらに総合事業等の担い手を確保する取り組みや、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取り組みを強化することが重要となっています。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備が急務となっています。

ウイルスの感染拡大防止策の周知啓発、代替サービスの確保に向け、施設職員への研修を充実させるとともに、マスクやガウンなどの防護具や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備が必要となっています。

また、災害に備え、避難訓練の実施や食料、生活必需品の備蓄、災害の種類別に避難にかかる時間や経路の確認が求められています。

※3 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送れるよう、医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のこと

2. 基本理念

すべての高齢者が、多年にわたり社会に貢献してきた人、豊富な知識と経験を有する人として敬愛されるとともに、地域社会の中で自立し、その一員として充実した生活を送ることができるよう、引き続き必要な支援と条件整備を進めていく必要があります。

本市においては、総人口及び現役世代人口の減少とともに高齢化が進み、令和2（2020）年に市民の約40%が高齢者となりましたが、今後もさらに高齢化は進行し、令和22（2040）年には半数の約50%の市民が高齢者になることが予測されています。介護保険制度の持続性を維持しつつ、健康づくり・介護予防をより一層推進していかなければなりません。

高齢者が尊厳を保ちながら、介護が必要な状態となっても、認知症になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムを深化、推進します。

また、みんなが安心して暮らせる地域共生社会のまちづくりを実現するためには、市民や関係団体、事業者、行政が協働しつつそれぞれの役割を果たし、地域全体で計画の実現に向けた取り組みを進めることが重要です。

今後の高齢者施策は、このような基本認識にたって推進していくこととし、これまでの計画で掲げてきた「みんなが支えあい 安心のあふれるまち」を基本的に継承し、その実現に向けて取り組んでいくものとします。

基 本 理 念

みんなが支えあい 安心のあふれるまち



3. 施策展開の基本方向

1 健康で活力に満ちた生きがいのあるまち

高齢者自らが、積極的に健康づくりや介護予防に取り組み、できるだけ長い間、要介護状態となることを予防できるよう健康増進や地域支援事業を推進します。とりわけ、今後高齢期を迎える人も含め、生活習慣の改善、閉じこもりや認知症の予防など身近で参加しやすい健康づくりに積極的に取り組みます。

また、高齢者が地域社会の一員として様々な活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせるよう、文化・学習・スポーツ活動の活性化を図るとともに、高齢者の豊かな知識と経験が活きる機会や交流の場づくりを支援していきます。

2 安心して暮らせるサービスの充実したまち

住み慣れた地域で、高齢者ができるだけ長く在宅生活が継続できるよう、介護や支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などへの生活支援体制の充実に努めるとともに、介護者の負担を軽減し、介護家庭の生活の質の向上を図ります。

介護保険事業については、要支援・要介護認定者の地域における生活をできる限り継続できるよう必要なサービス量の確保と質的な向上を図ります。

3 ふれあい・支えあいの福祉のまち

すべての高齢者が適切な支援やサービスを受けられるよう、身近な場所で相談が受けられる体制を充実するとともに、各種サービスの周知に努めます。

また、高齢者個々の状況に応じた適切なサービス利用を促進するとともに、認知症などにより適切な判断ができにくくなった場合の支援など、サービス利用者の権利擁護に努めます。

地域における福祉機能の高揚をめざして、福祉教育やふれあい活動を推進するとともに、住民が相互に支えあう地域福祉活動、ボランティア活動の推進を図ります。



4. 施策体系

I～Ⅲの3つの基本方向を基に、★を各基本方向の重点項目とし、各施策を展開していきます。

Ⅰ．健康で活力に満ちた生きがいのあるまち

1. 健康づくりと介護予防の推進	(1) 高齢期に向けての健康づくり	p.35	
	(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	p.36	★
2. 生きがいづくりと社会参加の支援	(1) 地域における社会参加・交流の促進	p.38	
	(2) 就労への支援	p.39	

Ⅱ．安心して暮らせるサービスの充実したまち

1. 介護保険サービスの円滑な提供	(1) 介護給付適正化に向けて	p.40	★
	(2) 介護保険事業のサービスの質の向上	p.42	
	(3) 介護サービス基盤の推進	p.43	
2. 在宅生活の支援	(1) 生活支援サービス	p.44	
	(2) 生活支援体制の仕組みづくり	p.46	★
	(3) 介護サービス基盤整備の推進	p.47	

Ⅲ．ふれあい・支えあいの福祉のまち

1. 情報提供・相談支援体制の充実	(1) 地域における包括ケア体制の充実	p.49	
	(2) 認知症高齢者（若年性認知症を含む）や家族の支援	p.51	★
	(3) 高齢者の権利擁護の推進	p.52	
2. 地域福祉の推進	(1) 地域福祉の推進	p.54	

5. 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、認知症高齢者や一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、高齢者が日常生活を営んでいる地域を中心に、必要な介護保険サービス等の基盤整備のあり方を明らかにするため、地域特性に応じた日常生活圏域を定める必要があります。

日常生活圏域の設定にあたっては、在宅での生活を望む要支援・要介護認定者が、住み慣れた地域でのつながりを失うことなく、なじみのスタッフによる必要なサービスが提供されることや、要介護状態になるおそれのある高齢者を発見し、適切なサービスにつないでいくなど、地域との密接な関係を維持し、様々なサービスを継続的・包括的に提供できることが必要となります。

本市では、これまで人口や地理的条件等を勘案し、市内全域を1圏域と設定して施策を展開してきました。本計画期間においても日常生活圏域は市内全域を1圏域と設定します。



出典：須崎市津波防災地域づくり推進計画

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

I. 健康で活力に満ちた生きがいのあるまち

1. 健康づくりと介護予防の推進

- ◆高齢者のみならず、すべての人々が住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送れるよう、健康増進や地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）等を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- ◆市民の一人ひとりが介護予防に関する知識や重要性を理解し、主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいけるよう、まちぐるみで介護予防に取り組んでいきます。

（1）高齢期に向けての健康づくり

① 保健事業の推進

介護が必要となる原因は脳血管疾患等の生活習慣病も多く、病気のコントロールや生活習慣の改善が大切になります。健康の保持増進と生活習慣病の予防や、早期発見のために、特定健診、後期高齢者健診などの健康診査やがん検診、健康教育・健康相談など保健事業の充実に努めます。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
特定健診受診率(%)	40.5	40.5	39.0	52.0	56.0	60.0
セット検診（回）	13	13	10	10	10	10
女性検診（回）	5	5	5	5	5	5

② 健康増進の推進

生涯現役で、健康寿命の延伸をめざした健康増進計画では、健康生活を実践するため、食生活、運動、歯の健康、心の健康、お酒、たばこなど、市民の健康づくりと健康増進に向けた周知啓発や取り組みを進めます。



③ 地域における健康づくりの推進

健康づくり推進協議会を中心とする地域組織と協働し、生活習慣改善の啓発を進め、健康診査の受診を推進します。市内6カ所での健康井戸端会議の開催、特定健診受診勧奨の働きかけ、食生活改善推進委員の小中学校での食育講座など、各地に根差した健康づくりの取り組みの実践を行っており、地域で健康づくりに取り組む団体・グループと連携し、市内の各地区で市民による自発的な健康づくりの取り組みが一層展開されるよう、活動の促進・支援に努めます。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
推進員（人）	95	86	93	90	90	90

（2）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

① 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）

要支援1・2の認定者や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方（事業対象者）を対象に、ケアマネジメントによって必要とされた介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス等）や一般介護予防事業を実施することで、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に努めます。

また、地域の実情に応じて多様なサービスの創出に取り組めます。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問型サービス（件）	1,187	1,264	1,300	1,300	1,300	1,300
通所型サービス（件）	1,938	2,190	2,200	2,200	2,200	2,200
介護予防ケアマネジメント（月平均件）	108	105	100	110	110	110



② 介護予防事業

「いきいき百歳体操」を中心とした身体能力の向上をめざす筋力運動や、認知機能や口腔機能・栄養改善なども含めた総合的な内容の介護予防教室を開催し、心身機能向上を図るとともに互いに支えあえる仲間づくりをめざします。

新型コロナウイルス感染症が発生し、外出機会の減少による閉じこもりや生活不活発によるフレイル（加齢によって心身ともに虚弱な状態のこと）の進行が懸念されているため、フレイル予防を目的として、自宅で行える体操や健康管理の方法についての啓発を実施します。

また、感染症予防対策を行った上で、ゆうゆう大学を含む介護予防教室などを開催します。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ゆうゆう大学開催数(回)	3	2	0			
ゆうゆう大学含む介護予防教室開催数(回)				8	8	8
延参加者数(人)	72	78	0	200	200	200

③ 地域での介護予防活動支援

地域の集いや百歳体操など、地域の介護予防に資する自発的な活動の立ち上げや継続に向けた支援を行います。

また、集いの数は維持できていますが、リーダーの高齢化等に伴い、継続が難しくなっているため、介護予防に関する情報提供やリハビリテーション専門職などの講師派遣、交流会や集い運営の相談などの支援を行い、活動の活性化に努めます。

ボランティアポイント制度を創設し、介護予防に資する取り組みへの参加や介護事業所等へのボランティア活動の推進に努めます。

		第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域の集い（か所）		66	71	70	65	65	65
集い 交流会	開催数(回)	3	3	0	2	2	2
	参加者(人)	513	187	0	150	150	150

④ 介護予防の普及啓発

地域で介護予防に資する活動が広く展開され、高齢者が自ら活動に参加し、生活機能の維持・向上を図れるよう、健康相談や地域の集い、生涯大学などの機会を利用し、介護予防に関する知識の普及・啓発を進めます。広報やケーブルテレビ等を活用し、介護予防の効果を啓発していくことにより地域で介護予防に資する活動が広く展開され、高齢者が自ら活動に参加し、地域の自主的な活動につながるような情報提供を引き続き行います。

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

医療保険者による保健事業と介護保険者による介護予防事業はこれまで別々に展開されており、事業間で生じる「途切れ」が課題とされてきました。より効果的に各施策を展開していくために国民健康保険担当課や保健福祉担当課などと連携して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて取り組んでいきます。

2. 生きがいつくりと社会参加の支援

- ◆高齢者自らが自分にあった活動をみつけ、地域社会の一員として積極的に社会参加・参画し、貢献できるよう、活動のきっかけとなる情報の提供や参加しやすい体制づくりに取り組んでいきます。
- ◆目まぐるしく変化する社会経済情勢に対応しつつ、高齢者がいきいきと充実し潤いのある生活を送ることができるよう、様々な生涯学習・スポーツの機会・場の充実や世代間交流の一層の促進を図っていきます。
- ◆高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能、人脈などを積極的に活かし経済活動やまちづくりの貴重な人材として活躍できるよう、シルバー人材センター、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、多様な形態の就労やボランティアなど社会貢献の機会・場の拡充に努めていきます。

(1) 地域における社会参加・交流の促進

① 老人クラブ活動の支援

社会参加を通じて生きがいのある生活を送ることができるよう、地域ごとに活動している老人クラブの活動を支援します。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
クラブ数（クラブ）	12	11	10	10	10	10
会員数（人）	463	381	310	300	300	300

② 地域文化の伝承

公民館活動や世代間の交流事業として地域文化伝承のための取り組みを進めます。

また、高齢者等にもより参加しやすい場を提供し、子供たちへ地域文化を伝承していきます。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
交流事業実施（回）	13	13	0	13	13	13
参加者数（人）	260	260	0	260	260	260

③ 生涯大学の開催

高齢者の能力の活用と学習意欲の推進・学びの場の提供に努めます。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催数（回）	12	9	0	12	12	12
参加者数（人）	毎回30～40	合計288	0	合計300	合計300	合計300

④ グループ活動等の推進と支援

文化・スポーツ・健康づくり・趣味等のグループ活動等の推進と支援を行うとともに、活動発表や交流の場の提供を行い、社会参加の機会の確保と、生きがいを図ります。

（2）就労への支援

① 地場産業を通じた生きがいを図り

「地産地消」の普及を図り、高齢者の手による製品の消費拡大を進め、積極的な地域社会への参加、就農の場、経済面での生きがいを図る場を確保します。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録生産者数（人）	722	770	794	806	812	815

② シルバー人材センター事業

シルバー人材センター事業の広報に努め、就労としての社会参加機会の拡大を図ります。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録会員数（人）	298	302	304	300	300	300
就業延人員数（人）	22,298	23,245	23,000	23,000	23,000	23,000

Ⅱ. 安心して暮らせるサービスの充実したまち

1. 介護保険サービスの円滑な提供

◆介護保険法の基本理念である「自立支援」の観点から、介護予防の取り組みを実施することで状態の維持、改善の可能性が高い要支援認定者等を対象に、効果的・継続的な介護予防サービスを提供していきます。

また、介護サービスについては、居宅サービスを中心に良質なサービスが提供され、要介護状態の悪化を防ぐとともに、要介護認定者が住み慣れた地域で生活が続けられることをめざしていく必要があるため、今後も適切にサービスが提供されるよう努めていきます。

（１）介護給付適正化に向けて

① 要介護認定の適正化

公正・公平な介護認定調査の実施に向け、審査会事務局と連携し、認定調査票等の審査会資料の点検を全件実施します。

また、認定調査員の研修を適宜実施し、調査の信頼性の向上をめざします。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
審査会実施件数（件）	1,199	1,450	1,152	1,200	1,200	1,200
研修開催数（回）	1	1	10	12	12	12

② ケアプランの点検

介護サービス計画（ケアプラン）の提出を求め、本人の自立支援の視点に則したプランの作成がなされているか、また適切なサービスの導入が必要であるにも関わらずサービスが提供されていない利用者がいないか、外部の事業者への委託もしながら、随時検証していきます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施事業所数（か所）	5	5	10	11	11	11
点検数（件）	18	15	16	16	16	16

③ 住宅改修の点検等

利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう利用者宅の状況確認や工事前点検等を実施します。

また、福祉用具利用者等に対し、事後の書類点検や、必要に応じて導入前の検討会を開催し、必要性や利用状況を確認します。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
住宅改修等の点検(件)	97	75	70	70	70	70
福祉用具購入事前検討(件)	13	0	5	5	5	5

④ 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる給付実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行います。

また、医療と介護の給付情報を突合し、整合性の確認をします。

⑤ 介護給付費通知

利用者が自分の受けたサービスを改めて確認し、適切なサービス利用等について啓発するため、毎月の給付状況を4か月ごとに利用者へ送付します。

また、介護保険制度の説明や通知の見方を通知文書に同封するなど、制度の趣旨の周知に努めます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
通知件数(件)	3,477	3,594	3,600	3,600	3,600	3,600

(2) 介護保険事業のサービスの質の向上

① サービス事業者への指導・助言

地域ケア会議において、本市における公平・公正なサービスの提供、サービスの質の向上に向けて地域包括支援センターや関係機関と連携して情報共有に努めるとともに、取り組みについて意見を出しあい、高齢者の意欲を高め、生活課題の解決につなぐ支援方策について協議・検討を進めます。

また、介護支援専門員やケア実務者の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、定期的な連絡会議を開催し、情報交換や事例検討を通じて介護支援専門員やケア実務者の資質向上とネットワークの強化を図り、各サービス事業所における実務者研修を積み上げ、サービスの質の向上につなげます。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域ケア会議（回）	4	4	3	4	4	4
連絡会議開催数（回）	6	6	4	5	5	5

② 実地指導の実施

地域密着型サービス事業所及び指定権限のある事業所が適切な運営等がなされているか、定期的に実地指導を行い、必要に応じて監査を実施します。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実地指導数（か所）	4	6	1	4	4	4

③ 介護支援専門員への支援

居宅介護支援事業所連絡会を定期的で開催し、地域包括支援センターによる介護支援専門員、居宅介護支援事業所等に対する支援として、支援困難事例などについての検討や個別の介護サービス計画の作成指導などを通じ、保険者と地域の介護支援専門員が連携した質の高いケアマネジメント（サービス利用計画の作成）をめざします。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事例検討数（事例）	6	6	6	6	6	6
個別指導数（件）	15	15	15	16	16	16

④ 介護相談員の派遣

介護相談員が介護サービス事業所、介護保険施設などを訪問して利用者からサービス利用状況について聞き取り、相談に応じること、また介護相談員連絡会・意見交換会の開催を通じて、適正なサービスが提供される環境をつくり、介護給付費の適正化を図ります。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護相談員(人)	5	5	5	5	5	5
訪問施設数（か所）	27	27	27	30	30	30
介護相談員連絡会（回）	3	3	2	3	3	3
意見交換会開催数（回）	2	2	0	2	2	2

（3）介護サービス基盤整備の推進

① 介護人材の確保

介護分野における人材不足は本市のみならず全国的な課題となっており、多様な人材を確保・育成するため、県と連携しながら養成研修の開催や介護現場の魅力発信などの情報提供に努めます。

② 業務の効率化

介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用による業務の効率化の検討を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式、添付書類や手続きなどの簡素化を図ります。

2. 在宅生活の支援

- ◆住み慣れた地域で、年齢や生活状態に関係なく、いつまでも安全に安心して暮らせるよう、生活支援コーディネーターとともに関係機関の連携強化に努め、各種事業・サービスを横断的に組み合わせながら、高齢者一人ひとりの実態や希望に応じた生活支援体制づくりを進めていきます。
- ◆介護や支援の必要な高齢者とその家族が安心して生活できるように、家族介護用品支給事業の実施等を通じて、介護者の負担の軽減と心身の健康や生活の質の向上を図っていきます。
- ◆住環境や施設、交通などのハード面から、情報、サービスなどのソフト面まで、高齢期の生活の質を低下させたり、地域社会からの孤立をまねく、様々なバリア（障壁）の解消に努めます。
- ◆高齢者が安心して暮らせるよう、地震、津波や風水害などの自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時及び感染症の流行などに備えて、支援体制を充実するとともに、生活安全対策を推進します。

(1) 生活支援サービス

① 福祉タクシー事業

交通不便地区の高齢者や要介護認定者を対象にタクシーチケットを交付し、外出支援に努めます。

また、重度障害者を対象にタクシーチケットまたは給油券を交付し、社会活動の範囲を広め、福祉の増進を図ります。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
要介護対象の利用数（人）	15	3	2	2	2	2
交通不便地区対象の利用数（人）	148	135	132	135	135	135

② 住宅等改造支援事業

要介護高齢者、障害のある人が居住する住宅を対象に、身体状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修・改築することを助成します。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
住宅改造支援数(件)	1	0	1	3	3	3

③ 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らし高齢者や身体障害のある人などを対象に、緊急通報装置を貸与するとともに、機器レンタル料を補助し、本事業を広く普及することができるよう、啓発に努めます。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
緊急通報装置設置数（件）	3	4	3	10	10	10

④ 日常生活用具給付等事業

心身機能の低下に伴い防火等への配慮が必要と思われるひとり暮らし高齢者等を対象に、電磁調理器、自動消火器を給付します。加えて、低所得のひとり暮らし高齢者等に福祉電話を貸与し、基本料金を助成します。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
福祉電話貸与数（件）	8	8	6	6	6	6
電磁調理器給付数(件)	0	0	0	1	1	1
自動消火器給付数(件)	0	0	0	1	1	1

⑤ 家族介護用品支給事業

要介護3以上の介護を要する高齢者を在宅で介護している低所得世帯の家族に、紙おむつなどの介護用品チケットを支給し経済的な負担の軽減を図ります。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支給世帯数（件）	18	19	15	15	15	15

(2) 生活支援体制の仕組みづくり

① 住環境の整備

介護保険制度に基づく住宅改修や住宅等改造支援事業、日常生活用具給付等事業の利用を促進して住環境整備を図り、在宅高齢者の安全の確保に努めます。

② 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者に対する賃貸住宅や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、住まいの制度やバリアフリー改修に関する情報を、高齢者に身近な窓口で提供するとともに、高齢者が引き続き安心して生活できるよう、住環境の整備、安否確認、一時的な家事援助、緊急の対応、関係機関への連絡など、「高齢者の居住安定に係る施策」の推進に取り組めます。

今後、高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿として期待されているため、国や県と情報を共有しつつ設置状況を確認し、適切なサービス基盤整備をめざします。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
住宅型有料老人ホーム (市内5施設合計の 入居定員数)(人)	261	261	261	261	261	261

③ 移動手段の確保

交通担当課や関係機関、地域住民と連携し、高齢に伴う運転免許返納者への支援も含め、地域の実情に応じた通院・買い物・外出等の生活上必要な移動手段の確保、また、公共交通のあり方についての検討や利用啓発に努めます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
運転免許返納者(人)	64	65	70	75	80	85
運転免許返納者への支援(件)	5	4	25	30	35	40
市営バス利用者(人)	23,823	22,047	22,635	22,650	22,700	22,750

④ 買い物支援

日常生活上必要な食材や身の回り品の確保のため、既存の移動販売や宅配、配食サービスの活用・普及を図るとともに、地域ごとの支援体制の整備に努めます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
配食サービス提供数 (世帯)	570	566	565	570	570	570

(3) 介護サービス基盤整備の推進

① 防災対策の推進

災害に強いまちづくりを市政の重要な課題として推進します。

また、市民が互いに自分たちの命を自ら守るため、「自主防災組織」を組織し、各組織での活動継続に加え、若い世代が活躍し、自助、共助の意識や活動が充実するように支援を行うことで、災害に強いまちづくりを進め、防災体制を整えていきます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自主防災組織数 (団体)	124	124	124	124	124	124
研修会開催(回)	11	11	2	11	11	11

② 避難行動要支援者支援体制の推進

災害発生時に援護が必要な高齢者や障害のある人など、避難行動要支援者の名簿登録及び同意を得られた人の個別計画を作成し、関係機関で情報を共有するとともに、災害時に地域社会の協力・支援が得られる体制づくりに努めます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
避難行動要支援者名簿 登録者の個別計画作成 割合(%)	14.0	31.7	60.0	70.0	80.0	90.0

③ 消費者被害の防止

特殊詐欺などの防犯知識を周知し、悪徳商法などの消費者被害防止に関する情報提供を行うなど、高齢者の犯罪被害を防止するため、広報への啓発チラシ折り込み及び関係機関との連携に努めます。

④ 交通安全対策の推進

高齢者が関わる交通事故の減少に向け、交通安全指導員等の協力を得ながら事故防止に向けてよびかけを行い、交通安全教育の実施等を通じて市民の交通安全意識の高揚を図ります。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
交通安全教室(回)	30	33	20	30	30	30

⑤ 災害・感染症対策の推進

近年多発している水害や土砂災害などの自然災害に備え、関係機関と連携し、早めの避難など防災対策についての周知啓発や訓練の実施、また、介護サービス事業所等における災害に関する計画の策定状況を確認するなど、平時からの連携体制の構築に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症が発生し、これまでとは異なるリスク管理や、新しい生活様式への対応が必要であるため、支援体制の強化に努めるとともに、感染症対策や対応等の周知啓発を図り、県や関係機関との連携体制の構築に努めます。



Ⅲ. ふれあい・支えあいの福祉のまち

1. 情報提供・相談支援体制の充実

- ◆高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉関係者の連携、地域における各種団体・市民のネットワークの形成を推進し、地域をあげて高齢者を支える地域包括ケア体制の構築を図ります。
- ◆高齢者に身近なところで生活や福祉に関する相談ができる体制をつくり、適切なサービス利用へとつなげていくため、地域の活動団体、専門機関、行政など関係機関の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- ◆認知症に関する正しい知識の普及、早期発見・早期対応、認知症に対応したサービスの提供、権利擁護などの施策を総合的に進め、認知症高齢者（若年性認知症を含む）やその家族を支える仕組みをまちぐるみでつくっていきます。
- ◆個人情報の取り扱いに配慮しながら、高齢者を取り巻く状況、意向等の把握に努め、その人にとって必要な支援、利用可能な制度・サービスが何かを適切に判断し情報提供を行うなど、きめ細かな支援活動の展開に努めます。
- ◆家庭内や施設内における高齢者の虐待防止に向けて、行政や関係機関、市民による一体的な取り組み体制を整備し、問題解決に向けた施策の展開に努めます。

（１）地域における包括ケア体制の充実

① 地域包括支援センターにおける相談支援

地域包括支援センターは、高齢者に関わる総合的な相談窓口として情報発信に努めるとともに、健康・福祉・介護・医療・生活など様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなげ、不安の軽減や問題解決を図ります。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数（件） （H30年度のみ延件数）	1,292	312	300	300	300	300

② 関係機関相互の連携

地域共生社会の実現に向けて、これまでの総合相談業務に加えて、障害者や子ども、生活困窮者の支援を含む地域の包括的な相談窓口の体制整備が必要で、相談内容も複雑化、複合化しており、既存の相談窓口やネットワークを活用しながら、関係機関相互に連携して一体的な支援体制の構築に努めます。

③ 地域包括支援センターの運営及び評価

地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握し、継続的に安定した事業実施につなげるため、事業の自己評価を行い、点検を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域の実情から生じる新たな課題について議論を深め、今後の保健・福祉施策へと反映させていきます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域包括支援センター運営協議会(回)	2	2	2	2	2	2

④ 地域ケア会議及び個別ケア会議の推進

地域ケア会議は、介護サービスの状況報告や研修等を行い、高齢者の自立支援に向けた地域課題の情報共有や新たな資源開発、政策形成等に努めます。

個別ケア会議は、多職種が共働して個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決を支援します。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域ケア会議(回)再掲	4	4	3	4	4	4
個別ケア会議(回)	12	11	16	12	12	12
個別ケア会議検討事例数(ケース)	20	16	16	12	12	12

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、3市町(須崎市・中土佐町・津野町)における入退院連絡実施要領の活用や、高幡5市町での医療・介護関係者合同研修を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制をめざし、多職種連携・協働を推進します。

また、パンフレットの作成・配布などにより、地域住民の在宅医療・介護連携への理解の促進を図ります。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
入退院連絡実施要領活用状況の調査・点検協議(回)	1	1	1	1	1	1
医療・介護関係者合同研修(回)	2	2	0	1	1	1

(2) 認知症高齢者（若年性認知症を含む）や家族の支援

① 認知症に対する理解の促進

認知症高齢者（若年性認知症を含む）が尊厳を保ちながら、その地域において穏やかな生活が送れるよう、認知症への理解を働きかけ、市民の一人ひとりが地域の支援者となれるよう広く市民を対象とした講座や研修会を実施します。

介護サービス事業所の従事者を対象に、各種事業を通じて認知症に対する理解を深める活動を実施します。

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れや、具体的なケア内容、医療機関などを記載した冊子（認知症ケアパス）を活用し、市民や関係機関に周知します。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サポーター養成講座 参加者数（人）	239	84	43	40	40	40
認知症講座等 参加者数(延人数)	172	80	0	50	50	50

② 認知症高齢者の支援体制の充実

認知症は早期発見等の対応が重要であるため、保健師、社会福祉士等の専門職及び専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」の活動を促進します。

認知症地域支援推進員が中心となって、かかりつけ医、認知症疾患医療センター等専門医療機関、介護サービス事業所、民生委員、認知症サポーターなどの地域住民の身近な見守り体制等と連携しながら、認知症高齢者の支援体制の充実を図ります。

認知症になっても、本人の持つ能力を生かし住み慣れた地域で自分らしく生活できるように、通い入れた場やカフェ、サロン等への参加を支援します。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症カフェ（か所）	2	4	4	4	4	4

③ 地域における見守り体制づくり

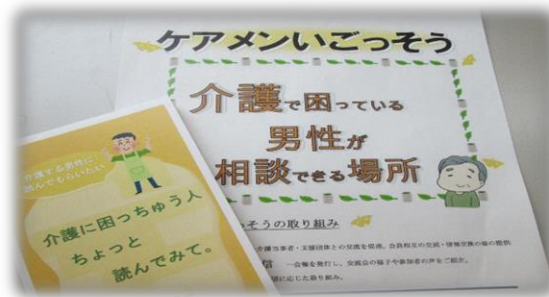
認知症高齢者（若年性認知症を含む）やその家族を地域で支える「見守りネットワーク」体制づくりに引き続き努め、住み慣れた地域で安心して生活できることを支援できる体制づくりとして、民生委員児童委員協議会定例会などの機会を通じて、意見交換や情報の共有を行います。

④ 認知症家族介護支援

認知症高齢者（若年性認知症を含む）を介護している家族などを対象として、家族の会「さくらの会」を毎月開催し、家族間の交流を通じてこころの疲れを癒し、リフレッシュする機会の場の提供や、疾患や介護に関する情報提供を実施します。

また、「さくらの会」の活動や、男性介護者が相談、交流できる場として令和元（2019）年度から活動がスタートした男性介護者と支援者の全国ネットワーク高知県支部「ケアメンいごっそう」の周知啓発に努めます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
さくらの会開催数(回)	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
さくらの会参加者数(延べ)(人)	140	150	120	120	120	120



(3) 高齢者の権利擁護の推進

① 権利擁護体制の充実

判断能力が十分でない高齢者の権利擁護や成年後見制度の利用支援に向け、社会福祉協議会など関係機関・団体との情報交換、連携を図り、高齢者の権利擁護に努めます。

認知症高齢者などの財産や身上に関する法律行為については、個人情報保護などに十分配慮し、成年後見制度や日常生活自立支援事業により、財産や権利の保護に努めます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者問題意見交換会への参加(回)	4	4	4	4	4	4

② 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者など判断能力が十分でないため安全な生活を送ることが困難な人の尊厳を守り、自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進に向け、関係機関とのネットワーク構築を図り、相談窓口を設置して成年後見制度に関する相談対応や制度利用に関する周知を行います。

また、必要に応じて、成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人などの報酬の助成を行い、申立人がいない方の市長申立を実施します。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ネットワーク委員会(回)	1	1	1	1	1	1
市長申立数（件）	2	6	5	5	5	5
報酬助成数（件）	0	0	8	10	13	16

③ 高齢者の虐待防止

高齢者に対する虐待の早期発見・対応に向け、本市の各相談窓口のほか、地域包括支援センターの相談窓口など相談支援体制の充実に引き続き努め、高齢者虐待防止への正しい知識の普及に努めるとともに、福祉施設や権利擁護団体とも連携し、地域社会全体で虐待防止体制を整備します。

また、高齢者虐待防止ネットワーク体制の基盤強化に努め、支援困難な事例の早期発見・対応、適切な解決を図ります。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者虐待防止講座(回)	2	4	0	2	2	2
高齢者虐待防止講座参加者数（人）	19	97	0	50	50	50

2. 地域福祉の推進

- ◆市民同士のふれあいや支えあいを日常的に展開し、高齢者を地域全体で見守り、支えることのできる地域づくりを進めます。
- ◆市民の一人ひとりが、地域福祉活動の担い手として、自ら主体的に声かけや助けあい運動などの活動に取り組んでいけるよう、福祉や人権に関する市民の意識づくりや諸活動への参加促進、担い手づくりなどを進めます。
- ◆施設や設備、人材、組織、情報など、本市の持つあらゆる資源の有効活用を図るとともに、市民やボランティア、各種団体、学校、一般企業、福祉サービス事業所などのネットワーク化を進め、地域が一体となって支え合う体制づくりに努めます。

(1) 地域福祉の推進

① 地域福祉活動を通じた支援体制づくり

地域から孤立した高齢者の把握に努め、高齢者相互の見守り、助けあいを享受しあえる関係づくりを進めます。

また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などが取り組む「ふれあい給食サービス事業」などに対する支援を継続し、定期的な訪問や見守り等により、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の支援を進めます。

あったかふれあいセンターは、誰もが気軽に集え、くつろぎの居場所となるよう、機能強化に取り組みます。

	第7期実績（R2年度は見込み）			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
あったかふれあいセンター利用人数（延人数）	6,227	6,458	6,000	6,500	6,500	6,500

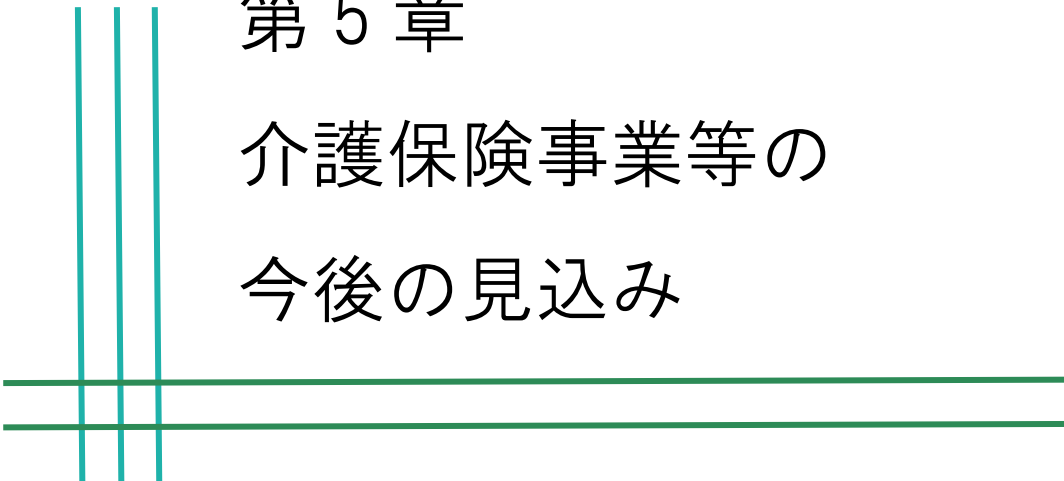
② ボランティアの育成

社会福祉協議会と連携を図り、話し相手、身近な相談役としての市民ボランティアの育成、ちょっとした困りごとを手伝えるボランティアの育成、ボランティアセンターの立ち上げに取り組みます。

	第7期実績(R2年度は見込み)			第8期計画		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
傾聴ボランティア養成講座（回）	2	2	2	2	2	2

③ 高齢者に対する理解の促進

一般市民はもとより金融機関や量販店をはじめ各種の事業者なども対象とし、高齢期の特性及び障害など高齢者に関する講座等を開催することで、地域全体の高齢者に対する理解を深めます。



第 5 章

介護保険事業等の 今後の見込み

第5章 介護保険事業等の今後の見込み

1. 介護保険サービス利用者数と給付費の見込み

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

在宅で日常生活を営むのに支援を必要とする要介護認定者の居宅を、介護福祉士・ホームヘルパーが訪問して身体介護や家事援助などを行い、日常生活を健全に送れるよう援助し、介護者の負担の軽減を図るサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
訪問介護	給付費 (千円)	57,031	52,467	50,161	60,673	61,001	61,880
	人数 (人)	129	115	108	122	123	124

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

寝たきり等の身体状況や構造の問題等で自宅の浴室での入浴が不可能な要支援・要介護認定者に対し、浴槽を搬入し、入浴の介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護については、本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
訪問入浴介護	給付費 (千円)	523	516	618	618	618	618
	人数 (人)	1	1	1	1	1	1

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

主治医が必要と認めた要支援・要介護認定者に対し、看護師などが居宅を訪問し、主治医の指示に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

高齢者の在宅療養を支援する重要なサービスであり、今後とも医療的管理を必要とする高齢者にサービス利用が見込まれます。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
訪問看護	給付費 (千円)	13,870	12,294	12,408	13,078	13,847	13,847
	人数 (人)	30	27	29	32	34	34
介護予防訪問看護	給付費 (千円)	4,515	4,487	5,001	5,277	5,280	5,280
	人数 (人)	10	10	12	8	8	8

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

主治医が必要と認めた要支援・要介護認定者に対し、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問し、理学療法や作業療法などの必要なリハビリテーションを行うサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	449	1,809	618	2,280	2,282	2,282
	人数 (人)	1	4	1	5	5	5
介護予防訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	188	1,173	6,201	4,934	4,937	4,937
	人数 (人)	0	4	14	9	9	9

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

在宅の要支援・要介護認定者や家族等を対象に、医師や歯科医師、薬剤師等が訪問し、介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導・助言を行うサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
居宅療養管理指導	給付費 (千円)	6,744	7,301	7,466	7,538	7,792	7,861
	人数 (人)	106	112	108	118	122	123
介護予防居宅療養管理指導	給付費 (千円)	685	636	1,131	1,169	1,280	1,280
	人数 (人)	8	8	13	12	13	13

⑥ 通所介護

在宅の要介護認定者が介護老人福祉施設やデイサービスセンターに通所し、入浴・食事・健康チェック・日常動作訓練などのサービスを受けることにより、心身機能の維持向上、孤立感の解消を図り、家族の介護負担の軽減を図るサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
通所介護	給付費 (千円)	321,501	327,045	336,257	343,644	354,633	357,849
	人数 (人)	288	277	282	289	297	299

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

在宅の要支援・要介護認定者が介護老人保健施設や病院、診療所等に通所して、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の回復と日常生活の自立の促進を図るサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
通所リハビリテーション	給付費 (千円)	67,757	69,487	68,420	70,125	71,206	71,206
	人数 (人)	66	68	62	64	65	65
介護予防通所リハビリテーション	給付費 (千円)	17,546	20,144	23,368	21,714	21,726	21,726
	人数 (人)	44	47	52	50	50	50

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

要支援・要介護認定者を介護している家族が何らかの理由により介護できなくなった場合に、要支援・要介護認定者を介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間預かり、入浴・排せつ・食事等の介護や看護、日常生活上の世話、機能訓練などを提供するサービスです。家族の介護負担軽減にもつながるため、今後は、レスパイトケアサービスの一つとしても需要が見込まれます。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
短期入所生活介護	給付費 (千円)	45,312	43,886	44,376	54,561	57,185	57,185
	人数 (人)	66	62	55	67	70	70
介護予防短期入所生活介護	給付費 (千円)	1,973	3,778	4,143	5,787	5,790	5,790
	人数 (人)	6	11	9	12	12	12

⑨ 短期入所療養介護（老健）／介護予防短期入所療養介護（老健）

要支援・要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等において、短期間入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
短期入所療養介護（老健）	給付費 (千円)	13,527	11,457	16,960	19,388	21,137	21,137
	人数 (人)	18	16	19	23	25	25
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費 (千円)	1,710	1,807	1,547	1,917	1,918	1,918
	人数 (人)	5	4	3	4	4	4

⑩ 短期入所療養介護（病院等）／介護予防短期入所療養介護（病院等）

介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行うサービスです。

介護予防短期入所療養介護（病院等）については、本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	754	72	0	880	880	880
	人数（人）	1	0	0	1	1	1

⑪ 短期入所療養介護（介護医療院）／介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行うサービスです。

本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

⑫ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅で生活する要支援・要介護認定者を対象に、生活上の便宜を図るための特殊寝台や車いす等の福祉用具を貸与するサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
福祉用具貸与	給付費（千円）	34,472	32,278	33,337	32,066	33,103	33,441
	人数（人）	258	252	257	243	251	253
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	9,285	11,826	12,769	10,435	10,435	10,487
	人数（人）	143	164	161	161	161	162

⑬ 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

入浴や排せつのための福祉用具を購入した場合に、その購入費の 7～9 割相当額の支援が受けられるサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	1,313	1,012	1,766	1,712	1,712	1,712
	人数（人）	5	4	7	7	7	7
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	1,074	1,311	900	1,091	1,091	1,091
	人数（人）	4	5	4	4	4	4

⑭ 住宅改修費／介護予防住宅改修費

手すりの取付け、段差の解消、浴室やトイレの改修など、要支援・要介護認定者が居宅で自立した生活を営むために必要となる住宅改修にかかる費用（限度額 20 万円）のうち 7～9 割相当額を支給するサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
住宅改修費	給付費 (千円)	1,900	1,410	1,705	3,216	3,216	3,216
	人数 (人)	3	3	3	4	4	4
介護予防住宅改修費	給付費 (千円)	1,926	2,008	1,106	1,149	1,149	1,149
	人数 (人)	4	3	2	2	2	2

⑮ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入所している要支援・要介護認定者等に対して、食事、入浴、排せつの介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。

市内に立地する施設を中心に安定した利用が見込まれます。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	127,628	128,926	129,124	137,565	139,779	139,779
	人数 (人)	57	57	54	58	59	59
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	6,986	6,813	7,834	7,288	7,292	7,292
	人数 (人)	7	7	8	8	8	8

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回、又は随時通報を受けた訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、料理・洗濯・掃除等の家事等を行うサービスです。

本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

② 夜間対応型訪問介護

中重度の要介護状態となっても、24 時間安心して在宅生活が継続できるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）等が夜間に自宅に来てくれるサービスです。

本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

③ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者に対して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、高齢者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスです。

本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
認知症対応型 通所介護	給付費 (千円)	2,345	0	0	0	0	0
	人数 (人)	1	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模の住宅型施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

⑤ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

家庭環境や認知症の進行により居宅での生活が困難な比較的安定した要介護認定者を対象に居室を提供し、1 ユニット 9 人が家庭的な環境で共同生活を送れるよう、専門のスタッフが日常生活等の支援を行うサービスです。共同生活を通じて認知症の進行を抑え、回復をめざします。

介護予防認知症対応型共同生活介護については、本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
認知症対応型共 同生活介護	給付費 (千円)	268,054	273,669	277,661	281,580	281,736	281,736
	人数 (人)	89	91	89	91	91	91

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウスなど特定施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行うサービスです。

本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費 (千円)	3,736	3,855	4,019	3,555	3,557	3,557
	人数 (人)	1	1	1	1	1	1

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、医療ニーズの高い居宅要介護者が安心して在宅生活が継続できるよう支援するサービスです。

本計画期間におけるサービスの見込みはありません。

⑨ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護事業所で、少人数の利用者での支援が受けられるサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
地域密着型 通所介護	給付費 (千円)	101,303	93,588	112,655	117,352	122,480	122,480
	人数 (人)	101	88	91	97	101	101

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定される特別養護老人ホームで、原則として要介護3以上の人が、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話が受けられる施設です。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護老人福祉施設	給付費 (千円)	506,588	500,911	505,438	541,974	542,275	542,275
	人数 (人)	180	174	174	182	182	182

② 介護老人保健施設

病状安定期にある寝たきり高齢者等の自立を支援し、病院や施設での長期療養から速やかに家庭への復帰をめざすために、機能回復訓練や看護・介護を中心とした医療的ケアと日常生活サービスを一体的に提供する施設です。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護老人保健施設	給付費 (千円)	204,420	225,723	240,541	243,575	243,710	243,710
	人数 (人)	68	72	76	77	77	77

③ 介護医療院

介護療養型医療施設の経過措置期間中に新たな転換先として示された施設で、「生活の場としての機能」を兼ね備え、日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重度の要介護認定者を受け入れ、ターミナルケアや看取りについても対応できる施設です。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護医療院	給付費 (千円)	0	13,158	138,600	293,990	294,153	294,153
	人数 (人)	0	3	29	64	64	64

④ 介護療養型医療施設

長期療養を必要としたり、精神症状や問題行動を有する慢性期に至った認知症等の要介護認定者を主な対象とし、療養上の管理や看護、医学的管理下での機能訓練や介護等を行う施設です。

介護医療院等への転換期限が令和6（2024）年3月末までとなっています。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護療養型医療施設	給付費 (千円)	288,348	248,480	61,654	13,688	13,696	13,696
	人数 (人)	66	58	14	3	3	3

(4) 居宅介護支援／介護予防支援

居宅介護支援は、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者の心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設等への入所が必要な場合における紹介等を行うサービスです。

介護予防支援は、居宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターが、要支援者の心身の状況、置かれている環境、要支援者や家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。

		実績値			見込値		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
居宅介護支援	給付費 (千円)	70,078	65,588	69,458	66,825	68,935	69,479
	人数 (人)	458	423	432	433	446	449
介護予防支援	給付費 (千円)	9,272	10,367	10,392	10,499	10,773	11,256
	人数 (人)	174	195	195	196	201	210

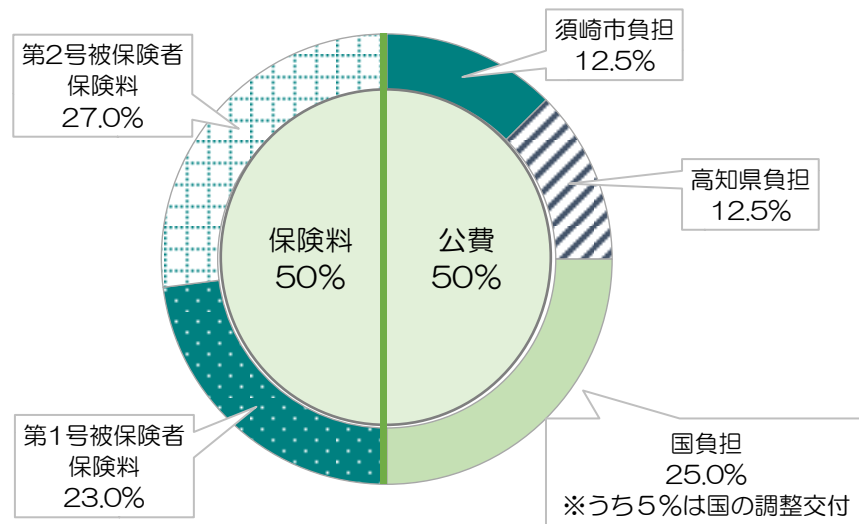


2. 介護保険料算定

(1) 介護保険の財源と第1号被保険者（65歳以上）の負担率

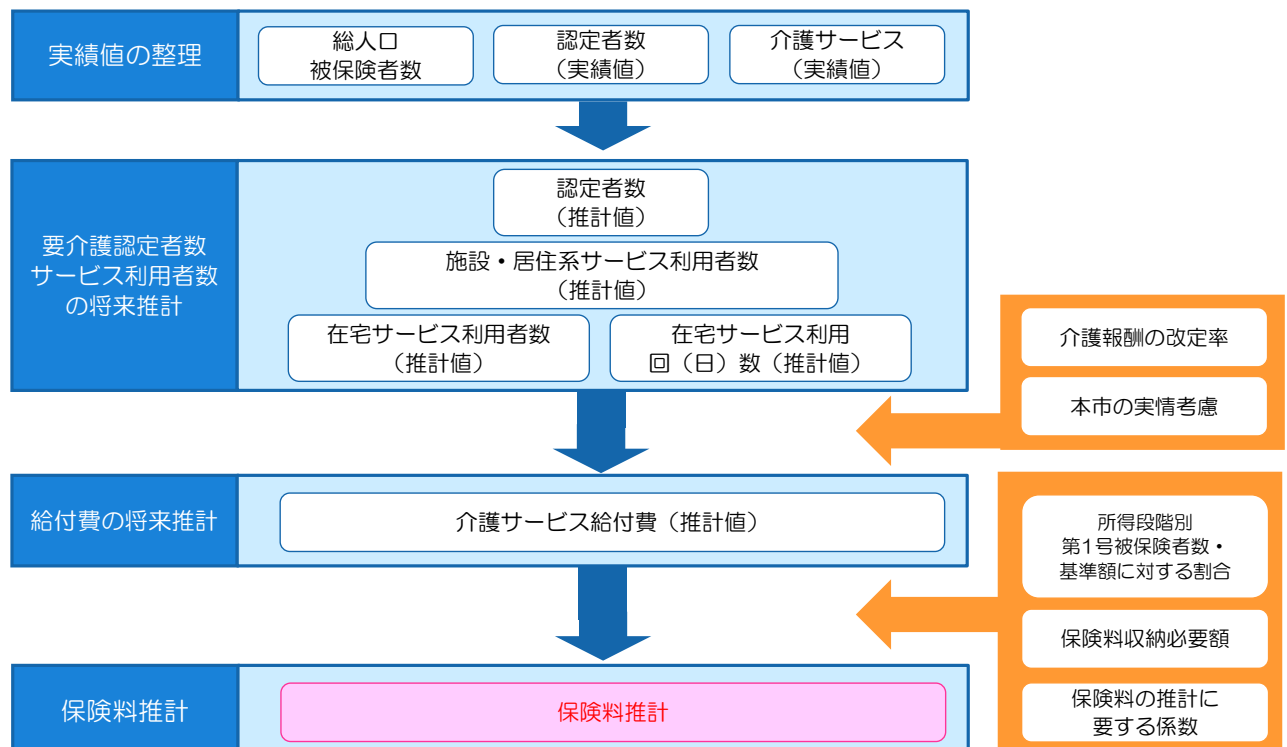
介護保険料は、給付する介護サービス給付費等を推計して3年ごとに算定しており、第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者（40歳～64歳）の人口比率によって決定されます。

本計画期間は、第7期計画期間と同様に23%となっています。



(2) 介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順

介護保険事業の第1号被保険者の介護保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、「見える化」システムを利用し、以下の手順に沿って算出しました。



(3) 標準給付見込額の算定

介護給付費・予防給付費に、利用者負担の軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、高知県国民健康保険団体連合会への手数料の費用を加えて本計画期間の標準給付費を見込みます。

(単位：円)

	第 8 期			
	合計	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
標準給付費見込額 (A)	7,709,997,456	2,551,583,585	2,576,080,297	2,582,333,574
総給付費	7,207,932,000	2,381,143,000	2,410,604,000	2,416,185,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	269,005,772	93,575,785	87,534,486	87,895,501
特定入所者介護サービス費等 給付額	330,274,000	108,670,000	110,573,000	111,031,000
特定入所者介護サービス費等 の見直しに伴う財政影響額	61,268,228	15,094,215	23,038,514	23,135,499
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	192,976,684	63,639,800	64,534,811	64,802,073
高額介護サービス費等給付額	194,735,000	64,073,000	65,196,000	65,466,000
高額介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	1,758,316	433,200	661,189	663,927
高額医療合算介護サービス費等 給付額	31,533,000	10,375,000	10,557,000	10,601,000
算定対象審査支払手数料	8,550,000	2,850,000	2,850,000	2,850,000
審査支払手数料一件あたり単価		95	95	95
審査支払手数料支払件数(件)	90,000	30,000	30,000	30,000

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

(4) 地域支援事業費の見込額

地域支援事業費は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）を行うための費用で、本市では上記標準給付見込額(A)のうち総給付費の5.8%～5.9%に相当する金額を地域支援事業費として見込みます。

(単位：円)

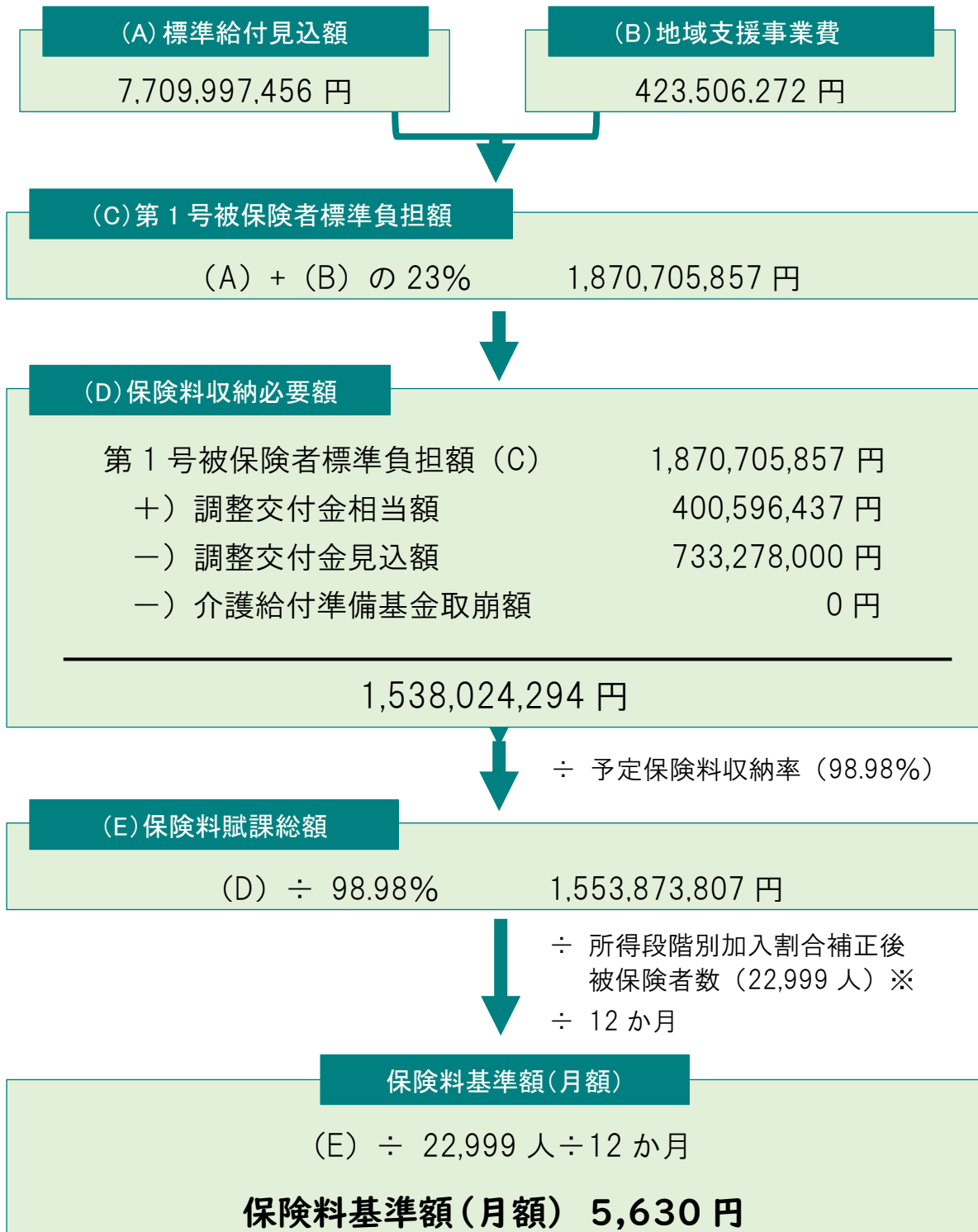
	第 8 期			
	合計	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
地域支援事業費 (B)	423,506,272	138,676,953	141,193,825	143,635,494
介護予防・日常生活支援総合事業	301,931,272	97,861,953	100,660,825	103,408,494
包括的支援事業(地域包括支援センター の運営)及び任意事業費	108,570,000	36,449,000	36,197,000	35,924,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	13,005,000	4,366,000	4,336,000	4,303,000

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

(5) 介護保険料基準額の算定

第1号被保険者の保険料収納必要額は、第1号被保険者負担相当額に調整交付金を加味して算出され、本計画期間の保険料収納必要額合計は1,538,024,294円となります。

保険料基準月額は次の方法で算出され、本市の第1号被保険者保険料基準額は5,630円となります。



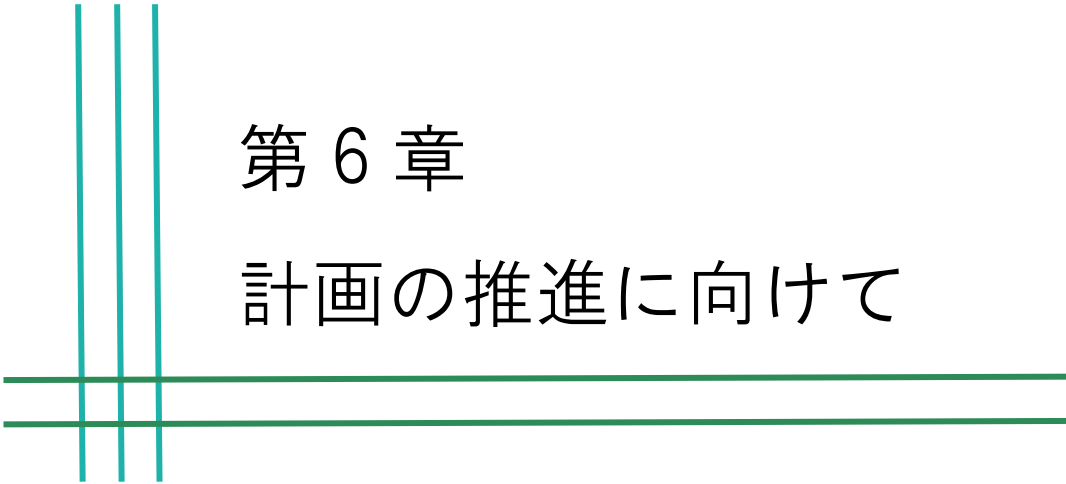
※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

※所得段階別加入割合補正後被保険者数(22,999人)は、本計画期間3カ年の第1号被保険者数合計(推計)です。

(6) 所得段階別介護保険料の算定

本市の本計画期間における所得段階別第1号被保険者の介護保険料額は、以下のとおりとなります。

段階 区分	対象者	介護保険料 の計算式	介護保険料 (年額)	介護保険料 (月額)
第1段階	○生活保護の受給者 ○市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ○世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.30	20,270 円	1,689 円
第2段階	○世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下の人	基準額 ×0.50	33,780 円	2,815 円
第3段階	○世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.70	47,290 円	3,941 円
第4段階	○市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	60,800 円	5,067 円
第5段階	○市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	67,560 円	5,630 円
第6段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	81,070 円	6,756 円
第7段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	87,830 円	7,319 円
第8段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	101,340 円	8,445 円
第9段階	○本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上の人	基準額 ×1.70	114,850 円	9,571 円



第 6 章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 情報提供体制の整備

本計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性をもって推進するため、各年度ごとに進捗状況等の点検・評価を行っていくとともに、市民やサービス事業者等の意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、庁内関係各課の緊密な連携に努めます。

2. 関係機関との連携

日常生活に何らかの支援が必要な高齢者等に適切なサービスを迅速に提供するため、保健・医療・福祉など各分野の関係機関による緊密な連携と情報の共有に努め、施策・サービス等の総合的な調整、推進を図ります。

高齢者関係施策の円滑な推進に向け、国や県、関係機関との連携強化を図るとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

また、より充実したサービスを提供するため、本市だけで実施することが難しい施策、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

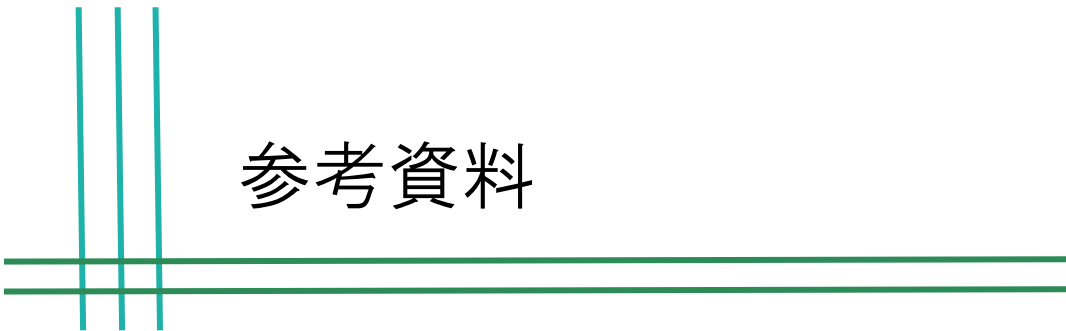
3. 専門従事者の育成・確保

県や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、高齢者の健康づくりや福祉に関わる各種資格者等の計画的養成を図るとともに、市民及び市外在住の出身者から有資格者の掘り起こしを図るなど、専門従事者の確保、資質の向上に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、専門従事者の連携の強化を図ります。

4. 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、本市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し財政的措置を講じるよう要請していきます。



參考資料

参考資料

1. 計画策定の経過

年月日	策定経過	
令和2年7月	調査実施	須崎市高齢期の健康と福祉に関する調査 【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】
		須崎市これからの介護保険のためのアンケート 【在宅介護実態調査】
令和2年10月19日	第1回須崎市高齢者保健福祉計画策定委員会 ・第8期計画の策定について ・アンケート調査結果 ・第7期計画の評価	
令和2年12月23日	第2回須崎市高齢者保健福祉計画策定委員会 ・第8期計画素案について ・介護保険料について	
令和3年 1月5日～2月4日	パブリックコメントの実施	
令和3年2月22日	第3回須崎市高齢者保健福祉計画策定委員会 ・計画案（最終案）について ・介護保険料について	
令和3年3月	須崎市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定	

2. 須崎市高齢者保健福祉計画策定委員会条例

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定に関し必要な事項について調査審議するため、須崎市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）関係機関の代表者
- （2）識見を有する者
- （3）市民
- （4）市の職員

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

以下 略

3. 須崎市高齢者保健福祉計画策定委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	高橋 道雄	須崎市社会福祉協議会会長	委員長
2	濱 哲夫	須崎市老人クラブ連合会会長	
3	西村 貴尚	須崎市民生委員児童委員協議会会長	
4	松岡 健夫	特別養護老人ホーム清流荘 施設長	
5	岡村 茂	須崎市・中土佐町シルバー人材センター 事務局長	
6	松崎 勇	多ノ郷公民館 館長	
7	大崎 博子	居宅介護支援事業所 よこなみ	
8	北川 素	高岡郡医師会	
9	夕部 茂	高知県須崎福祉保健所 地域包括ケア推進企画監	
10	堅田 郁子	集団検診協力員	
11	若林 澄	集い協力員	
12	松岡 哲也	須崎市副市長	副委員長
13	井上 幸一	須崎市福祉事務所長	
14	森光 澄夫	須崎市健康推進課長	



須崎市高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画

発行：令和 3（2021）年 3 月

編集：須崎市 長寿介護課

〒785-8601 高知県須崎市山手町 1 番 7 号

TEL：0889-42-1205 FAX：0889-42-1245